

令和4年陸別町議会3月定例会会議録（第2号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時	開会	令和4年3月9日 午前10時00分			議長	本田 学
及び宣告	散会	令和4年3月9日 午後4時32分			議長	本田 学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○			
欠席 0人	2	三輪隼平	○			
凡例	3	久保広幸	○			
○ 出席を示す	4	谷 郁 司	○			
▲ 欠席を示す	6	多胡裕司	○			
× 不応招を示す	7	渡辺三義	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	本田 学	○			
会議録署名議員	中村佳代子		三輪 隼 平			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野 勝 政			主任主査 竹島 美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻 秀 隆	教 育 長	有田 勝 彦		
	監 査 委 員	飯 尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多胡 裕 司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	早坂 政 志	会 計 管 理 者	本間 希		
	総 務 課 長	副 島 俊 樹	町 民 課 長	棟 方 勝 則		
	産 業 振 興 課 長	今 村 保 広	建 設 課 長	清 水 光 明		
	保健福祉センター次長	丹 野 景 広	国保関寛齋診療所事務長	（丹野景広）		
	総 務 課 参 事	高 橋 直 人	総 務 課 主 幹	請 川 義 浩		
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	空 井 猛 壽				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	瀧 口 和 雄				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	議案第12号	第1期陸別町地域福祉計画について
4	議案第13号	陸別町職員定数条例の一部を改正する条例
5	議案第14号	陸別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例
6	議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第16号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第17号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
9	議案第18号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
10	議案第19号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
11	議案第20号	陸別町生きがい活動支援事業条例を廃止する条例
12	議案第21号	陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開議宣告

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番中村議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今回、3月の定例会におきましては一般質問の時間ということで、長期にわたる第6波のはざまにありますコロナ感染症ということでテーマを取り上げました。前半については、コロナ禍における学校生活について教育長に3点ほど、後半につきましては、コロナ感染症における本町の動向について町長に、通告に従いまして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

コロナ感染症については、先般、議案審議とか同僚議員からの一般質問などを通じて議論されてきております。中には、これまでと重複するような場面があるかと思われませんが、今回、本町においても感染者の確認があることから、最近どのような状況下にあるのか、現状についてお伺いしていきたいと思っております。

それでは最初に、教育長に、通告書によりまして3項目ほど取り上げていますのでよろしくお願いいたします。

既に、学校教育については、昨日の執行方針やブログとか学校だよりなどいろいろな角度から発信されておりました、なかなか直接、現状についてお話で聞けない部分が多々ありまして、このような機会を通じてお伺いしていければいいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

昨年は、緊急事態宣言によりまして、臨時休校または学級閉鎖など、それによって行事などの中止、延期、かなり自粛なども続きまして、それによって子どもたちをはじめ、保護者、関係者の皆さん大変今まで御苦労されてきたと思われまして、また、御存じのとおり、最近は大変株のオミクロン株によって、特徴である感染力の強さが拡大しまして、この1月、2月にかけて学校での感染が著しく猛威を振るいまして、管内におい

でも今も毎日のように感染者が出ているのが現状で、学校におかれましては臨時休校、学級閉鎖など今も追い込まれているような状況でございます。

1月の下旬ですか、全国の公立小中学校とか高等学校で、約17%弱ぐらいの学校が学級閉鎖に追い込まれているということが記事に載っておりました。今はどこの学校におかれましても、感染予防に関する基本の中で、学校運営を図るに至っては大変苦勞のさなかにあると思われまます。

そこで、重複しますが、今実施されている学校での感染対策についてはどのような周知が進められているのか。また、今後コロナ禍というのは長期化する現状にあります。そうすると課題は大まかにどのようなことを考えられているのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず北海道では、全国的なコロナ禍の感染対策の広がりが見えているところでありますけれども、北海道においては、令和2年2月の末に緊急事態宣言が出されて以来、令和2年度、それから今年度の令和3年度は緊急事態宣言、それから、まん延防止等重点措置が繰り返し適用されているというのが実態であります。

そのような中、陸別町の子どもたちも、とても制限のある学校生活を送ってきているというのが現状であります。その都度、関係者の協力と理解の下、学びの充実と感染症対策の両立に取り組んできましたけれども、ここに至っては、教職員、それから学校関係者の努力が大変あるということで、とても感謝をしているところであります。

今後に向けても、状況に見合った対策を進めてまいります。小中学校それぞれ、ほぼ同様な形の中での対策を行っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、朝の検温、それから手指消毒、マスク着用、それから教室の換気、それから教室清掃時には机とか椅子等の消毒作業、それから楽しいはずの給食時も黙食をしていると。特に小学校においては、児童同士で給食の配膳等行っているのですけれども、コロナ禍においては、教職員が全て配膳を行っているということで対策を取っているところであります。

その他、学習では、密になる活動を避けるだとか、飛沫が飛ぶような活動も自粛をしているというような状況で、行事等では、体育館等に整列するときは、児童間の距離を空けるだとか、それからできるだけ早く終わらせるというようなことに配慮しているというような状況であります。

これは、今後も同じような対策を続けていかなければならないということで、今、十勝が一時、道内的にも感染が広がっているところで、新聞の報道等を見ると、児童生徒の感染も毎日毎日必ず新聞に出てきているところでありますけれども、人口が少ないとはいえ、陸別については、児童が小学校で1人感染が出たということで、それ以外については何とか皆さんの協力によって抑えられているということで、うまく対策を取って実施されているのかなというふうに思っております。

今後の対策の課題といたしましては、学校を継続するという事柄なのですが、学校で特に心配しているのは、感染者が出るということだけではなくて、感染者が出た後に、出た際の感染者等に対する誹謗中傷等、今はSNSといいますかソーシャルネットワークサービスがありまして、フェイスブックだとかLINEだとかという機能で拡散されてしまうと。1回そこで載ってしまうと、消去が簡単にできないと。言葉だとかうわさというのは自然となくなってしまうのかなと思いますけれども、そういうSNS等の中でそういうものが発信されると、いつまでたっても正確でない情報が拡散されて、誹謗中傷が広がってしまうということが一番不安を感じていますので、そういうことがないようにということで、常に万全は期しているつもりではありますけれども、今後の課題というか、不安とすれば、そういうところがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に今の世の中、SNSは大変怖いものだと思っております。今後とも感染対策については、先ほど言われたように基本ですので、どうか大変ですけれども生徒の安全を守っていただきまして、陸別の場合は順調にいらしていますので、最悪の事態にならないようによろしくお願いいたします。

次に、コロナ禍における学校環境についてお伺いいたします。

先ほども話しましたが、何といたっても生徒たちの学力においては、感染によりまして休校、閉鎖、分散登校などによって、一般的に考えましたら、学習の遅れが心配される傾向にあります。コロナ禍によりまして、結構学習要綱も少しずつ環境も変わってきていると思いますが、今年も全国的に学校でのコロナ感染が拡大していることから、政府は学校全体に臨時休校を行う前に時差登校、分散登校、オンライン等を組み合わせて、できるだけいい形で実施してほしいという記事がありました。そういう中で、ICT事業、情報機器における整備、休業中におけるオンライン学習の環境整備が、学校については一番求められているのが現状でございます。

それで、その辺の学校のICT事業の整備、昨日も教育長の執行方針の中にありましたが、その取組についてどのように進んでいるのか。また、コロナ禍において、学習面で何となく遅れているように感じられますが、学力の進捗状況の形についてどのように教育長は評価されているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） コロナ禍における臨時休業対策だとか、機器の整備、それから学習面の遅れ等についてということであります。

言葉としてはICTと使っておりますけれども、実際にどういう意味かということで改めて確認しました。これは **Information and Communication Technology** の略ということでICTで、情報通信技術というようなことになっております。

陸別町におきましては、臨時休業につきましては、令和元年度、要は令和2年2月ですけれども、令和元年度の3学期に緊急事態で臨時休業がありました。その後、一度解除されましたけれども、令和2年度の1学期、4月、5月でもまた臨時休業がありました。その後、令和3年度においては、コロナに関わる臨時休業は1日もありません。多分、おとといの暴風雪による臨時休業が初めてだったのかなというような捉え方であります。

I C Tの関係の整備につきましては、おかげさまで令和2年度中に小中学校全ての児童生徒にタブレットが配備されております。各家庭との接続についても確認済みで、小中学校ともに準備を整えられているというような状況であります。ただ、小学生児童と中学校生徒では対象年齢によっては活用の差がどうしても出てくると。どちらかということ、中学校が先行して進んでいて、小学校の1年生、2年生に同じことをやれということはなかなか難しい部分があって、ここの部分については小学校については特にその部分の研修については多く取り組んでいかなければならないのかなと思っています。

進んでいる中学校では、既に授業での活用に加えて、毎日の健康観察にもタブレット端末を活用しています。今、中学生は毎日タブレット端末は持ち帰りをしております。学習機能でも使っております。ですから、急な学級閉鎖や出席停止があっても、対応が速やかにできるということで、当初は週末だけだったのですけれども、それは毎日持ち帰りに広げていますので、ここにつきましては、中学校が成功しているところでありませけれども、ここに小学校も高学年から順番に少しずつ同様の対応が取れるように進めていかなければならないのかなと思っています。

学習の進捗状況につきましては、先ほども言いましたとおり、令和3年度については、長期の臨時休業はありません。よって、それぞれの部分で学習面についても中止だとか延期の部分はありますけれども、コロナ感染の影響を大きく受けての履修等が遅れているというような状況ではありません。中学校についても、例えば土曜授業の回数が減ってしまったとかという部分が一部ありますけれども、教育課程において、それぞれ進めなければならないものについては、予定どおり終了している、進んでいるというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） コロナ禍における学習環境が本当に変わりつつありますので、今後ともI C T事業関係を積極的に進めていながら、学習の関係についても守っていただきたいと思います。

それでは、教育長に最後に子どもたちの学校での生活状況についてお伺いいたします。

長期にわたるコロナ禍の中で、体育授業とか、また体験学習、文化授業については余儀なく活動中止や自粛制限がなされる中、本当に子どもたちにおいては心の疲れとか気

持ちの落ち込み、また子どもたちの間にも、大人もそうなのですが、大変疲労感が出ているのではなからうかと思っております。

そんな中ですが、報道の中で、道教委によると今年度の全国体力テストの結果を道内の振興局別に公表したところ、十勝においては、小中学校ともに全種類の実技において点数化すると全道の平均を上回っているということで、十勝は本当にスポーツの好きな環境に子どもたちがいるそうです。しかしながら、ストレスの長引きによりまして、心と体のバランスが崩れがちにあるような感じがいたします。

そこで、長引いているコロナ禍の環境の中で、子どもたちの学校生活について、全体を通して体と心の成長について、コロナ禍の中で影響は及ぼさなかったのか。また最後に、今後コロナ禍の長期化が予想される中、学校づくりに対する教育長の考えを、昨日も執行方針の中で述べられておりましたが、改めてお願いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 現在の子どもたちの生活状況であるとか、今後の学校づくりということになってきますけれども、小中学校ともに、幸いなのか残念なのかコロナ禍の生活環境にはすっかり、言い方はいろいろありますけど、慣れてきているということかなと思います。子どもたち自身が、自然とマスクの着用をするだとか、消毒などという行為が身につけてきているということで、自分の身を守るという意識が確実にされてきているのかなというふうに思っております。

小中学校ともに、学習活動の中でも様々な制限がありますけれども、できる範囲の中で工夫して、子どもたちの力を可能な限り引き出せるよう、学校としては努力をしているところでありまして、ただ、やはり実際に先生たちから見た子どもたちは、表情だとか話をしたときに、やはり行事の縮小があったということについては残念な思いがあるよだというところでは聞いているところでもあります。この思いを譲ってあげることにはなかなか難しいのかなと思いますけれども、ただ、今後まだまだ長期戦を控えているのかなというふうに思っておりますので、校内の環境対策については、今後とも継続をしていくということになろうかなと思います。

少しでも生徒たちの心身のストレスが軽減されるように、実施方法だとか、代替え策について工夫をして取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

今、学校もそうですし、我々にもそうですけれども、感染対策を取りながらも新しい生活様式に入っていますし、これは継続していかなければならないのだろうなというふうに思っております。子どもたちの学びの保障だとか、ここは守っていかなければならないのかなというところはありますけれども、今後、小中学校は学校長を中心に進めていくことでもありますけれども、学校ではいつも以上に一人一人の表情や言動、体調、友人関係を見守って、個々に寄り添った対応や支援が求められるかなというふうに思っております。これについては、学校、家庭、地域とも連携しながら、共通認識を持ちながら

子どもたちを育てていきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、令和2年度からコロナ禍における学校の教育環境整備につきましては、議会、町が大変配慮があって、いたるところを整備しているというところを踏まえて、それを基に取り進めていくということで大変ありがたいと思っているところでもあります。今後も子どもたちの学びの保障して、未来に続くような方法で研修事業をしていきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） どうもありがとうございました。

コロナ禍におきましては、長期化が考えられますので、どうか今後とも元気でたくましい陸別っ子を育てていていただきたいと思っておりますので、大変ですがよろしく願いいたします。

それでは次に、本町におけるコロナ感染症の動向について町長に、通告書に従いましてお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

遡れば、デルタ株コロナ感染症は、2020年1月23日に中国の武漢市で始まりまして、昨年のお盆以降にやっと収まりかけたかなと思いきや、次のウイルス変異株オミクロン株という名前で昨年2021年1月11日に南アフリカのボツワナ地区で発症いたしまして、感染が強いと言われてまして、今も猛威を振るっているわけでございます。また、最近では新しい感染株、ステルスオミクロン株という形で3月1日、札幌のほうで1名の方が出まして、その後発症しております。

今年1月、2月については、帯広の主力である各病院や福祉施設、先ほど話しましたが、管内のほとんどの学校でクラスターによる感染が今も続いております。また、管内の自治体においても、本町含めまして、支障はないものの職員の感染が毎日のように現在も確認されております。

いまやコロナ感染症は、パンデミックからエンディミック、季節的流行に変わりつつあるとヨーロッパのほうでは言われてきております。北海道においても、病床率も40%後半になる中、今月に入りまして政府におきましては、先ほど教育長がお話しされたように、新規感染者が増えまして、病床の使用率もさらに高まることから、まん延防止等重点措置が今月6日までだったのですが、要請がありまして21日まで18都道府県に対しまして延長がなされました。

いずれにしても、これからの時期においては、行事とか介護、また式典等が控えておりますので、皆さんにおかれましては、ぜひ気をつけていただきたいと思いますと思っております。

そこで、本町では2020年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げております。初めに、対策本部としての現在までの活動はどのように進められてきたのか。また、その中で課題等についてはどのようなことがあったのか、その辺伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく陸別町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づきまして、議員おっしゃるように、令和2年4月7日に設置しております。町長を本部長、副町長を副本部長としまして、教育長及び各課長等を本部委員として設置しております。これまでに、主に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの節目ごと、また町内で感染者が発生した場合に数回会議を開催しまして、町内の対策について方針を決定してきております。

主な取組につきましては、北海道の定める方針に準じて町内における行動等決定してきており、町民の皆様にはマスクの着用、手指消毒、三つの密を避けるなどの基本的な予防対策のお願いと、町内における誹謗中傷によるトラブルを防止する注意喚起などを回覧やホームページ等でその都度お知らせをしてきました。

令和2年の感染拡大が始まった頃は、マスクをはじめとする各種資材等の不足や学校の休校など、混乱等もありました。また、感染の波が大きくなるたびに、町民の皆様の活動が制約されるなど困難な状況もありましたが、今のところ、町内でクラスターの発生もなく、大きな課題はなかったのではないのかなど、そのように感じているところがあります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に大変ですが、地域に密着した対策本部として、町民が安心して生活できる組織として、ぜひ今後とも進めていただきたいと思います。

次に、本町の感染者の動向についてお伺いいたします。

十勝管内におきましては、昨年10月7日以降、12月29日までの約83日間、感染者が出ていませんでした。ちょうどその頃からデルタ株から変異株と進みまして、日本では昨年11月30日に初めて変異株が発症いたしまして、あれよあれよという間に全国各地に広がりまして、道内では今年に入って感染者の最多数が1月では29日に3,002人、2月に入りまして2月9日に4,098人、これは1日当たりの感染者数です。

一方、十勝の最多数を見ますと、1月では28日に98人、2月に入りまして25日に217人が最多となりまして、この日は札幌を除いて、十勝が道内一の感染者数が多い日となっています。またその後、2回ほど札幌を除いて全道一感染者数が多い日にちがありました。隣接する町においても感染者が増える中、本町においても感染者が確認され、新聞でも報道されました。

そこで、2点ほどお伺いいたします。まず1点については、本町における発症者、最近までの感染状況は現在どのような数値になっているのか。次に、コロナ感染確認後の経緯について、最終的に保健所の指示もあろうかと思いますが、どのような判断の下で感染者が過ごされているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つは、先ほど、本町においても報道の中で感染者が確認されている記事が見受けられましたが、町民に対しての周知というのはどのように進められているのか。これは、先ほど町長が言われましたので、取りあえず2点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 感染者の動向について、これは令和4年2月の1か月間で13名の感染者があります。この中には、町外の施設や医療機関に入所、入院される方も含めているところであります。

対応についてですが、入院、待機施設、自宅、入院調整中など、感染者の置かれている状況は様々なのでございますが、療養者の対応は北海道、いわゆる保健所が行っております。役割として、町は予防に関することを担当しまして、感染者に関することは、北海道で対応することと、そのようになっております。北海道、また保健所から何らかの特別な要請があれば、町も動くこととなりますが、現在までそのような例はありません。

感染者の情報は、北海道が1週間ごとに集計し、新聞やテレビなどでも周知されております。本町では、情報入手次第、独自に町のホームページ上で人数のみ発表しております。今後につきましても、同様の方法で継続して周知していく予定ですが、公衆衛生上必要と判断した場合は、さらに踏み込んだ情報提供を行っていく予定です。例えば、クラスターが発生したとか何とかという場合であります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 今、町民は感染者が出ていることから、自粛の中でも神経質になっておりますので、再発防止に向けての呼びかけなどを積極的に今後ともお願いしていきたいと思っております。

それでは、次のPCR検査について、3点ほどお伺いいたします。

今のコロナ感染の84%が、新聞の記事で見ますと、変異株のオミクロン株とされておりまして、2020年からコロナ感染が高まりまして、感染ピークが第1波、第2波、第3波と続き、第3波について昨年8月から9月にかけて、そして第5波、そして今年1月にかけて、今ちょうど第6波の山が来たと言われております。

そういう中で、陰性か陽性かの判断を見極めるのが世界共通のPCR検査でございます。今も不安や心配を持って過ごされている方がたくさんいらっしゃいます。そんな中、管内の上士幌町や士幌町におきましては、それに先駆けまして、町民の安全を確保するとともに感染拡大を抑制することを目的に、昨年からのPCR検査にかかる費用に対し半額助成をしたり、期限を無期限に拡充したり、上士幌町ではそれと同時に、抗原検査等についても助成の対象にしているということでございます。

本町において、特定健診受診率全道一の記事が報道されました。これは本当に窓口の

皆さんの御苦勞された形かな思つて、私もいつも特定健診に参加させていただいてますので大変助かっております。できれば、予防接種事業として、ちょっと考え方を變えまして、長期戦を見据えて、不安や心配のある町民に対して、もっと身近にPCR検査を受診できるような環境、またはかかる費用についての助成なども、今の現状を見ると検討する課題かなと思つております。

そういうことで、その中で、最近では感染経路が本当に原因不明といったようなケースが頻繁に出てきております。そこで、本町におけるPCR検査の受診された方の現状についてお伺いいたします。それと、PCR検査を受けた場合に要する時間というのはどのくらいかかるものなのか。それと、今PCR検査の数は十分な環境にあるのかどうか。

その3点についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） PCR検査につきましては、これは診療所で検査を受けた方の数で答えさせていただきたいというふうに思っています。なお、診療所では症状があるなど、医師が必要とした方みの検査を行っております。令和2年3月以降、これまでPCR検査を受けられた方の数は157人です。

また、検査に要する時間は診察時間を含め10分から15分程度です。また、検体を検査機関に送り結果が出るまでの日数は、少し前までは5日ほどかかっていたということなのですが、現在は二、三日程度で結果報告があると、そのように報告を受けているところであります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一つ、二つ、抜けておりました。申し訳ございません。

PCR検査の必要とした方への検査分は十分に確保されているということでございます。診療所で医師が必要とした方ではありますが、そういうことであります。

またもう一つ、PCR検査を行っている近隣町村は、私も存じているところではありますが、今、陸別町の場合は今も説明したようなとおりでありますし、またPCR検査を受けてもいろいろ行動がなされるわけで、それによってまた変わってくるということもありますので、今のところ当町としてはそのようにするという事は考えてはおりません。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） せっかく健康予防の保健活動で表彰を受けておりますので、今後ともコロナ感染予防活動についても率先して、できれば頭の隅に置いておいていただ

きたいと思います。

それでは、次の自宅療養者の対応についてお伺いいたします。

今年に入りまして1月、2月は、先ほど言いましたように、第6波の中でありまして、報道においては感染者については毎度のように過去最多という言葉をしゅっちゅう耳にするようになりました。またその都度、医療逼迫によりまして、中軽度については自宅療養者となるというケースが非常に多くなってきております。

自宅療養者も、ちょっとデータが新しくできていないのですが、2月上旬で、全国では約43万4,890人となっております。一方、十勝においては、2月28日現在で892人の方が自宅療養されているということで、このような状況において不安の毎日を送られているというのが現状でございます。

感染者の増加によりまして、保健所の対応も今逼迫の傾向にありまして、自宅療養者も増えるとともに、今後は、さらにみなし陽性によりまして感染者の増加が懸念されると言われております。特にクラスター等で増えた子どもや幼児については、食事や生活の面を考えると非常に困難な状況にあると言われております。家族での自宅療養のケースが非常に多く見られることが、今すごく大きな課題になっております。

その中で都市間では、保健所行政の中で、保健センターが自宅療養の困窮者に対しまして、その間の食事の提供含めましてケアなどもされているという取組を行っている報道がありました。本来の役割を的確に取り組みされていると私は思っております。

そこで、本町においても、先ほども話しましたが、感染者が確認される中で自宅療養者の困窮状態にある世帯の方に対する対応ですが、保健所の指示とかガイドラインに沿って実施されていることと思われませんが、例えば、要介護のある方についての対応というのはどういうふうを考えていくのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず感染者に対しまして、治療は医療機関であると、生活の援助は北海道と、そのようになっております。これからいうと、町の役割というのはないということになるのですが、独り暮らしの方等については、議員も心配するように、私どもとしても心配でございますので、より手厚い対応を取られていると思っておりますが、改めて北海道に十分な対応の要請をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いろいろなケースの困窮者がおりますので、ガイドラインまたは保健所の指示もあろうかと思いますが、どうか本町としての対応の取組なども、ぜひ今後とも考えていただければありがたいと思っております。

それでは、最後の質問について、これは施設等における行政の予防対策についてお伺いいたします。

今年に入りまして、第6波の中で、先ほどもお話ししましたが、病院、福祉施設、学校等で継続的にクラスターが発生いたしまして、十勝管内では2月28日で6,695人

の方が感染者となりまして、依然として数が増えております。本町においても福祉施設が、固有名詞が出てしまいますけれども、北勝光生会とかNPOとか、いろいろな施設の方がうちの町には存在しております、大変私たち町民も助けられております。どこの施設を取っても欠かすことのできない施設でございます。

コロナ禍におきまして、働き手が不足している中で、コロナ感染防止に向けて各施設とも本当に自助努力されまして、先ほど町長が言われましたように、管内においてもクラスターが出ていないのが最高のあれでございます。その分、従事者の皆さんにおかれましては、大変日々苦勞されていることと思います。感染が急速化しまして、拡大すると組織の機能が失われて業務にも支障が出てきます。最終的に最悪の場合を考えましたら、利用者が取り残されてしまうという現状になってしまうわけでございます。

それで、最後に質問いたします。このような福祉施設においては、一番怖いのはクラスター、感染者集団が発生したときでございます。先ほども言いましたが、今出ていないのが本当に何より助かっていることと思います。また、このような形に関しましては、行政として指導する立場にあると思われまますので、最悪のシナリオに向けて感染者等の対応について福祉事業施設の皆さんと協議や打合せなどを持たれて連携を図られているのか。

また最後に、コロナ禍の中で長期化しております。昨日も所信表明演説の中でもありましたが、改めて町長から、コロナ禍においての町の行政に対してどのような考えを持って進めていくのか、それをお伺いいたしまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問に答える前に、先ほどの質問の補足をさせていただきたいと思うのですが、先ほどの私の答弁を聞いていたら、随分冷たいことを言っているなというふうに感じられたかと思うのですが、実際に決まりはそうになっていまして、議員と同じように、私らも同じ心配はしております。

それで、陽性の方たちの必要な生活用品については、保健所が確認して、そして必要に応じて手配をしているのだというように聞いています。しかしながら、私どもも心配ですので、例えば買物とかに困って、これが必要だというのは、町にも遠慮なく言ってほしいとは思っているのですが、今まで保健所からそういった協力の要請というのは今のところありません。ですから、これから先あれば、それは町としては全然何ぼでも受け付けしますので、そこら辺は御心配なく考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問にお答えしたいと思うのですが、関係者間の全体的な協議としましては、令和2年8月の高齢者サービス調整会議におきまして、コロナ禍における高齢者施設内の交流の在り方と、それと感染症予防対策の現状についてというテーマで情報交換を行ったという経過があります。

内容としましては、各事業所で行っている感染症対策の現状と利用者及び家族との面

会をどのように工夫していくかというものであります。また、町からは新型コロナウイルス感染症関連の情報の取り方について、町のホームページや新聞のどこら辺に掲載されているかといったようなことを情報として伝え、常時業務に必要な情報を入手しつつ、発生時には北海道また保健所の指示に従って対応するよう、そのように周知したところであります。

情報交換の中では、耳が不自由な高齢者とマスク越しに会話するため、時間がかかることや、またマスクと暑さの中で行う身体介護の困難性を知る機会となり、取組などの情報を共有することで、以後の感染症対策と利用者、家族への対応について改めて考える機会としたところであります。高齢者や障がい者等の福祉施設の感染症対策については、国、道から発せられる通知に従い、それぞれの事業者が取り組んでいます。

先ほども申し上げた高齢者サービス調整会議を含め、各担当部会等の委員会、協議会やカンファレンスで随時情報の交換、共有を図っています。

なお、令和3年度の介護報酬改定で業務継続計画の策定が全ての介護事業者に義務づけとなり、この計画の中に新型コロナウイルス感染症対策も必須項目となっております。

今後も、町ができる情報提供を行いつつ、各事業所での感染症対策について経過を見ていく必要があると、そのように考えているところであります。

広い意味での福祉施設として、高齢者共同生活支援施設「福寿荘」がありますが、管理業務については、NPO法人に委託しております。町と受託者、入居者による三者協議を月1回開催しており、施設の運営全般について協議をしています。感染症対策のルールなども、ここで協議決定をしているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 一つ、抜けていました。コロナ禍での私の考えです。

今、世界では、また我々もそうなのですが、コロナという目に見えない難敵と闘って2年が経過したところでもあります。また今、ロシアによるウクライナ侵攻中であります。この先いろいろな課題また問題が、今我々が想像している以上に発生してくるものと、そのように思っております。各国の安全保障だとか世界の秩序、また経済、そしてSDGsあたりにも組み込まれております地球環境問題といったものが山積みになるのではないのかなと予想されております。

町としては、日本また北海道の発信情報をしっかりと受け止めて、その方針に基づき、町も動いていかなければならないと。基本的にはそのように考えております。しか

しながら、町民の皆様暮らしを守るためには、町単独の施策等も必要になってくることもあろうかと思っております。

いずれにしても、基本は町の総合計画を立てておりますので、その実践に向けて今までも着実に進めてきましたが、これからもその考えは同じであります。議員の皆様もとより、町民の皆様には、これまでどおりに行政に対する御理解と御協力をお願いするところであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、（通称）過疎法がもたらすもの、再生可能エネルギーの利用促進、そして高規格道路小利別インターチェンジの存置につきまして、町長にお伺ひいたします。

それでは最初に、（通称）過疎法がもたらすものについて取り上げさせていただきます。

いわゆる（通称）過疎法につきましては、当町の行政サービスの推進に極めて大きな影響を及ぼすことから、この仕組みを改めて勉強してみたいと思ひます。後ほど、具体的にお伺ひすることになりますが、この法に基づく過疎地域の指定が、現在当町内において進行中もしくは近々取り込まれるであろう大きなプロジェクト、それはバイオガスプラントの整備や特別養護老人ホーム改築などの大きな事業のことではありますが、その際の国の補助金の割合、それから政府系金融機関による低利の融資、そして町の補助の財源となった地方債の元利償還金に対する一部交付税措置など、極めて大きな影響を及ぼすこととなります。言い換えますと、過疎地域の指定を受けられなければ、それらの事業を実施するのは不可能と、そのように思っております。

過疎地域については、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10か年間の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり制定され、各種の施策が講じられてきており、昨年4月1日には第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、同年9月議会定例会において陸別町過疎地域持続的発展市町村計画が策定されております。

この法律は、それまでの時限立法と同様に、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低位にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることによ

り、これらの地域の持続的発展を図ることを目的にしております。

併せまして、今時、過疎法の前文に掲げられておりますように、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中で、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割が一層重要なものになっているとされております。言い換えますと、過疎の問題は過疎地だけの問題ではなく、過密地の問題でもあるとの認識が示されております。

法律に基づき、都道府県及び市町村それぞれに特別措置が講じられることとなりますが、今日は、主に市町村に関するものについて取り上げてみたいと思います。そして、特別措置法に言及させていただく前に、今時においても、それまでの地域指定から外れる市町村が現出する問題がございましたように、単に人口規模だけが指定の要件ではありませんので、一方では地域の活性化に努めることが裏目になることも指摘されております。

それでは、指定の要件について、その変遷を簡単にたどってみますと、第1次、昭和45年度からの10か年間を施行期間とする過疎地域対策緊急措置法では、人口減少率と財政力指数が要件になっております。続く、過疎地域振興特別措置法では、人口減少率と財政力指数、公営競技収益の10億円以下の要件が加わっております。第3次の過疎地域活性化特別措置法では、人口減少率、財政力指数、公営競技収益に加えて、高齢化率や若年者比率が要件になっております。

そして、期間が平成12年度から令和2年度までの21年間にも及んだ前期第4次の過疎地域自立促進特別措置法においては、それまでの要件を全て引き継ぐとともに、人口減少率と高齢化率、または人口減少率と若年者比率をそれぞれに組み合わせたものいずれかを要件とし、財政力指数と公営競技収益については、要件が多少緩和されております。

今期、第5次となる過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法では、長期の人口減少率の基準年の見直しとして、それまでの昭和35年からを昭和50年にするとともに人口減少率の要件を緩和し、合併市町村においては、財政力指数の要件も市町村平均から市の平均に引き上げております。

このような経緯を踏まえて、今期第5次の指定団体数が前期に比べて3団体増えた820団体ということでありまして、この820団体につきましては、単に3団体増えたということではなくて、卒業といえますか、指定を外れた団体が45団体、新たに指定された団体が48団体ということで、差引き3団体増えたということでありまして、また、820団体につきましても、これは昨年4月1日時点の数値でありまして、その後、皆さんも御承知のように65団体が新たに指定されていると、そのような状況にあります。

当町も、引き続き過疎地の指定を受け、過疎地域持続的発展市町村計画が施行されておりますが、指定要件に対する適合状況がどのようなものなのか、まずお伺いいたしま

す。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条で、過疎地域が規制されておりますが、本町は同条第1号2の国勢調査の結果による市町村人口に係る平成2年の人口から当該市町村人口に係る平成27年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成2年の人口で除して得た数値が0.21以上であることの規定に該当しております。

ちなみに、本町は0.36ということであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今や、我が国全体の人口が減少する状況の中で、過疎地域の人口を増やすという単純な発想は捨てるを得ない状況にあります。担い手不足等を背景にした過疎地域の住民の暮らしそのものが地域社会の持続可能性に影響が生ずるという懸念が持たれております。したがって、新たな過疎法においても、SDGsで示されている持続可能性や多様性、そして社会、経済、環境の統合性を重視する考え方を踏まえることが重要と、そのようにされております。

過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などに目が向きがちであります。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見、それからネットワークを生かしながら地域内の資源や人材に着目して、内発的な発展を目指していくことが重要とされております。

そのようなことから、新たな過疎法に掲げる過疎対策目標には、人材の確保と育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進等の項目が加わっております。既に、新年度の過疎地域持続的発展支援交付金事業の募集が行われているものと思いますが、それらが新年度予算にどのように反映されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過疎地域持続的発展支援事業につきましては、本年2月1日が募集の締切りとなっておりますが、本町におきましては、該当する事業がなかったため、申請は行っておりません。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この交付金につきましては、継続的に運用されるだろうと思っておりますので、今年度は別といたしましても、少なくとも次年度以降は鋭意検討いただきたいと、そのように考えております。

次に、新たな過疎法がもたらす支援制度についてであります。現行法においては、市町村が国庫補助の特例や過疎対策事業債を活用しようとする際には、市町村議会の議決を経た市町村計画を策定する必要があることは承知のとおりであります。

国庫補助の特例や過疎対策事業債の活用であります。過疎地域における特定の施設、教育や福祉施設、消防設備などの施設整備に対する国の負担や補助の割合の特例、

またそれらの整備に必要な財源となる過疎対策事業債については、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の7割が後年度に交付税措置されることになっており、市町村は残りの3割を負担すればよいことになっております。そのようなことが53億円ほどの当町の一般会計においても、特別会計を含めた起債残高が約60億円余りあるわけですが、そういう状況であっても安閑としていただけるゆえんでもあるのではないかと考えております。

過疎地域持続的発展市町村計画について、新たな過疎法では地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項を定めようとするときは、あらかじめ都道府県に協議しなければならないことになっておりますが、これは単に都道府県計画との整合性を取ることを目的とするだけではなく、基幹道路の整備及び公共下水道の管渠等の整備における都道府県代行制度の行政措置に関係しての取扱いなのか。また、規定の取扱いでは、市町村計画における実際の施策となる過疎地域持続的発展特別事業の全てが事前の協議に該当すると思われるのでありますが、これは国の負担または補助並びに過疎事業債の見込みを事前に把握しようとするのが目的なのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過疎地域持続的発展市町村計画を策定する際に、新過疎法第8条第7項で、過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち第2項第4号に掲げる事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとされております。

第2項第4号に掲げる事項とは、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として、イの移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項から、ルの地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項まで11の事項が掲げられており、本町の計画もこれに基づいて北海道の協議を経て策定をしております。

この場合、個別の事業計画や事業費、財源内訳などを明示したものは添付しておらず、項目ごとの事業の名称を記載しておりますので、国の負担、過疎債の見込みを事前に把握するというものではないと考えております。

過疎債につきましては、実際に借り入れする場合に年度ごとに事業計画を提出し、ヒアリングを受けて協議をしまして、同意を受けた後に借入れという、そのような流れになっております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、前の質問に関連することになりますが、これは、例えばの話ではありますが、民間の法人が介護老人福祉施設を整備しようとして、その整備財源に国庫補助金を充てるために都道府県を経て国への協議書の申達を行うに当たって、市町村がその整備財源の一部に過疎対策事業債を充当した補助金の交付を予定する場合、整備事業の協議に並行して過疎地域持続的発展市町村計画における地域の持続的

発展のために実施すべき施策に関する事項として、都道府県に事前の協議が必要になるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 既に決定しております過疎計画に事業名等の項目が記載されていれば、改めて事前の協議は必要ありません。先ほどお話しした過疎債の借入れの際の協議は必要にはなってくるということでもあります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 質問を続けます。質問の組立てがちぐはぐになってしまいました。過疎法がもたらす支援制度の一つとしての国庫補助の特例に関連しまして、山村振興法や離島振興法などとともに、過疎法による地域指定が原則的な要件になっているものに中山間地域総合整備事業、これは農業基盤整備や農村振興環境整備などの施策になるものでありますが、当町において、この補助金を充てて整備された事業の一つに防鹿柵、いわゆる鹿柵の整備がございます。中山間地域総合整備事業自体は、道営事業として行われたものと認識しておりますが、このほかに畜産振興総合対策事業や鳥獣被害防止総合対策事業などが合わさって整備が実施されております。

有害鳥獣による農作物被害において、鹿による食害が極めて深刻な状況にあると思っております。当町の鳥獣被害防止計画には被害額が推計されておりますが、ビートやデントコーンの食害よりもむしろ数字の把握のしづらい採草地への被害が相当なものになっているのではないかと思っております。

その対策として鹿柵の整備に至ったのでありますが、これも鳥獣被害防止計画によりますと、平成12年度から順次に町全域に整備を進め、現在までに延長209キロメートルに及ぶ規模になっております。この鹿柵の整備は、当町のみならず近隣の町においても同時期に取り組みされたようではありますが、当時は画期的な施策だったのだろうと思っております。しかし、その被害の様相は鹿が放牧されていると錯覚してしまう状態になっていて、それが決して珍しい光景ではなくなっており、観光的には牧歌的で高評価になるのかもしれませんが、農業者にとりましては死活問題になるものと思っております。

現状は、鹿柵内で繁殖、生息する鹿による被害と経年劣化による鹿の破損箇所から出入りする鹿による被害とが合わさっているものと見られておりますが、私も近くの柵の沿線を歩いてみましたが、風倒木などによって大きく破損している箇所が幾つもあり、そこが鹿の往来の道になっておりました。もちろん、破損箇所の修繕を含めて中山間地域等直接支払事業陸別集落が鹿柵の維持管理を担うことになっておりますが、毎年度の予算の範囲内の修繕では、もはや補い切れる状態ではないものと思っております。

鹿の生息に町の境は関係ありませんので、やはり隣接する町と一体で、一部更新を含めた大がかりな整備を国や道に要請する必要があるのではないかと思います。お考えを伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町内における鹿柵の現状についてであります。総延長約209キロでありまして、ほぼ町内を覆っているというか、囲っております。平成12年度から平成23年度にかけて畜産振興総合対策事業、中山間地区総合整備事業、鳥獣被害防止計総合対策事業など国庫補助事業を利用し、段階的に整備をしております。

メンテナンスについてですが、JA陸別の発注により毎年6月から8月にかけて、全域を徒歩による確認と全域の修繕を実施しております。令和3年度の修繕内容は、下穴の処理38か所、倒木の処理18本、中間柱交換補強11本、簡易門扉3か所、金網成形、これは張り替えも含めますが157メートル、崩壊修繕105メートル、金網新設75メートル、河川シート及びワイヤー交換補強37枚など、延べ100か所以上となります。令和2年度についても、令和3年度と同様の100か所以上の修繕を実施しており、費用につきましては、中山間地域直接支払事業陸別集落が負担しております。鹿柵の古いものでは、既に約20年を経過しておりまして、老朽化が目立ってきております。

議員の御質問にありますとおり、新たな工事といいますか、建替えについては、国庫補助対象外となっており、現状では小まめなメンテナンスを実施し、できるだけ大切に長く使用することが効果的なものと、そのように考えております。

町内の鹿柵は、当時の総工費で約8億円でありまして、単費での建替えは大変厳しいものであり、ほとんどの自治体が同様の問題に苦慮していることではないのかなど、そのように思っています。鹿柵の所有者はJA陸別でございますが、今後は北海道や近隣自治体とも情報を共有しまして、有利な財源や活用方法などを研究していきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま町長から答弁いただきましたように、近隣の町の議会の情報などを見ましても、同じような質疑があって、単独のそれぞれの町の基金を取り崩して対応しているところは枯渇というか限界に来ているということで、一定の広範囲の地域がそろって声を上げて、道、国に働きかける必要があるのではないかというようなことが出ておりますので、ぜひその際には、当町も対応していただきたいと、そのように考えております。

続けます。それから、新たな過疎法がもたらす支援制度のもう一つの柱、地方税の課税免除、または不均一課税に伴う地方交付税算定の際の基準財政収入額に対する特例措置があることは承知のとおりであります。もちろん、これは町税のみならず、道税の事業税や不動産取得税、国税では所得税や法人税についても特例措置が設けられておりますが、今日は、町税の固定資産税に係る特例措置を取り上げてみたいと思います。

昨年、9月議会定例会における過疎地域持続的発展市町村計画の策定に併せて議決されております固定資産税の課税免除についてであります。これは市町村が条例により

ます。

先ほどもお伺いしましたが、過疎地域持続的発展市町村計画における施策区分では、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を新たに加え、特別事業としては移住交流人口対策事業、それから産業の振興としては畜産バイオマス事業、それから小規模企業等振興事業、また公共交通の確保としては、これまでの高校生通学定期差額助成事業や地域交通利用促進交付事業に加えて地域内交通対策事業のデマンド型タクシー事業を計画したと、そのように理解しているところでありますが、新年度からはデマンド事業につきましても、通常のタクシー事業として取り進められるということでもあります。さらに、子育て環境の確保においては、国の意向も反映して地域子育て支援拠点事業、それから妊婦交通費助成事業など、多くの事業が計画されておりますが、事業の実施に当たっては、費用対効果を勘案しながら過疎対策事業債を有効に活用できるような施策の進め方になるものと思っております。

今後、投資的経費には過疎対策事業債などを充てていくことになると思いますが、最近では、町長も行政執行方針で触れられておりましたが、実質単年度収支の赤字が続いております。それを起債や基金の取崩しで補う財政運営になっていることから、起債の残高が年々増えてきておりますが、将来世代の負担を考える上で、まだ余裕があるということなのか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、近年は当初予算で基金の取崩しによる収支のバランスを保っている状況で、年々基金の残高は減少しているため、決して余裕があるとは言えないと、そのように思っています。

一方、将来にわたり必要な公共施設の整備等のための投資的経費には、後年度交付税措置のある過疎債を充当することによりまして、実質的な町の財政負担を軽減できているのではないのかなど、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま答弁いただきましたが、確かに公表が義務づけられております財政の健全化判断比率及び資金不足比率を見ましても、直近、令和2年度分ではありますが、前年度までの余剰金を含めた実質収支には赤字額がないということであり、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金の返済額の程度を示す実質公債費比率も徐々に悪化しつつあるものの、財政再生基準はもちろんのことではありますが、早期健全化基準で見てもかなり安全な値になっております。

そのような状況下において、これも町のホームページで公表されていることではありますが、平成28年9月に北海道財務局帯広財務事務所による平成26年度分の陸別町の財政状況把握ヒアリングが実施されていて、債務償還能力としての債務の水準及び償還原資の獲得状況、また資金繰り状況としての経常的な資金繰りの余裕度、そして資金繰りのリスクに対する耐久性について、いずれも問題ないとする結果になっております。

が、このような聞き取り調査は制度として行われているものなのか、またその目的についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第16条第2項及び借用証書特約条項第11条の規定に基づき実施されるものであります。財務省北海道財務局帯広財務事務所が財政融資資金の融資主体として借入れをしている地方公共団体の財務状況を的確に判断し、償還現実性を確認するために行うものであります。

平成28年9月に実地監査及び財務状況ヒアリングを受けておりました、結果につきましては、ホームページにも掲載のとおり、債務償還能力、資金繰り状況ともに留意すべき状況にはないと考えられる。これは問題ないという、そのような評価を受けているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 国政選挙における一票の重みの格差是正などによって、議員定数が地方から都市部の選挙区に移りつつあります。政治においても、今や、地方の位置づけが軽んじられる傾向にあるのではないかと感じております。しかし、先ほど来申し上げておりますように、過疎地域の指定状況から我が国の実情を見てみますと、全市町村に占める過疎地指定市町村数の割合が昭和45年の当初の段階では24%程度であったものが、執行前の過疎法の最終時点では48%ほどまでになっております。

先ほど、現在の指定団体が820と、プラス65が新年度から加わるわけですが、そうしますと、50%を超える割合になります。人口比では9%不足であるにもかかわらず、国土面積では60%ほどにも及ぶ状況にあり、国自体の持続可能性を考える上で、過疎地の生活基盤の都市との格差を是正することはもちろんのことですが、併せて、過疎地は国土の保全を担う上で極めて重要な役割を果たしていることを認識しなければならないと思っております。

都市と過疎地域がともに人口減少が進む中で、過疎地域は様々な役割を担うかけがえない地域であり、国民の共有の財産と捉えることができるとする一方で、これまでのように経済の成長や消費の拡大を求め続けることには限界があるとして、成長よりも持続性を重視した過疎地域の存続を理念とする過疎対策の方向性も示されております。

また、過疎地域は、減災機能などの住民の生活の営みにおいて多面的な機能を有しており、これを保全していくことが必要とされております。ただ、現実的な問題として都市部で増えてくるであろう子育て関係や高齢者対策などの財政事情に対し、人口の減少で地方交付税の減少が懸念される過疎地域において、その地域ならではの特別な財政需要にどう財源を確保していくのかが問われているわけであります。年々、国の新年度予算時に作成される地方財政計画を見ましても、やはり団塊の世代が都市部に今後集中するであろうということで地方への配分がだんだん薄れてくるのではないかと、そのように考えております。

冒頭で触れさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大しております。これまでも都市部の経済成長が我が国全体の生活水準の底上げに貢献してきたことは紛れもないことではありますが、一方で、都市への過度の集中は大規模な災害や感染症発生時のリスク管理として、都市とは別の価値を持つ密度の薄い居住空間を確立しておくことが国家としての姿ではないかと思っております。

それでは、続きまして、二つ目の質問になりますが、再生可能エネルギーの利用促進について伺います。

このことにつきましては、前の質問でも触れましたが、過疎地域持続的発展市町村計画をはじめとする多くの計画に掲げられてきております。これは、SDGsの考え方が様々な形で浸透してきていることが大きな誘引になっているものと思っております。

当町における再生可能エネルギーとして、太陽光発電につきましては、自家消費型を含む小規模発電設備からメガソーラー設備まで、かなりの数が稼働しております。また、家畜のふん尿を利用したバイオガスプラントについては、今年8月の竣工を目指して施工中であります。私どもも昨年11月に実施しました議会による所管事務調査において、町担当職員から丁寧かつ適切な説明を受けております。

ここに至るまでに構成する農業者の確定に苦慮したことや、その結果として原材料の不足が懸念されていること、また創業後の経営収支の採算に大きな不安要素をはらんでいることなど、現在においても解決が急がれる課題が多いということでもあります。特に創業後の経営収支の採算において、当面はうまくいって収支とんとんと、そのような認識を持っておられるとのことで、そのような状況であっても構成する農業者自体の経営環境の変化に配慮しつつ、発電量を維持するために必要な原材料の確保を優先するために、構成する農業者が負担する1頭当たりの金額を大きく引き下げなければならないという課題も抱えているとのことであります。

この整備事業は、町とJAとが車の両輪となって進めていることで、それらの課題に対処する業務の分担についても説明があったのであります。JAが分担する分野は整備財源となる融資の確定と発電量を確保するための原材料の確保であり、一方、売電関係の手続、それから創業後の経営収支を安定させるための余熱などを利用した新規事業の展開などが町の分担になるのではないかということでありました。特に新規事業の検討は、この事業の持続性を高める上で極めて重要でありますし、今日の質問のテーマでもあります再生可能エネルギーの利用促進における国の交付金等の獲得においても不可欠なものであります。

今年の秋頃の創業に合わせて準備を整えるとは思いますが、このことに関する現時点での検討の状況をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） バイオガスプラントにつきましては、主として発電部門について検討を行っておりますが、実際には他町プラントでも行っているとおり、余剰熱の利

用、また脱炭素に向けた動きを推進させる必要があります。当町プラントにおきましては、全国的に見ても大規模な集合型のプラントとなっておりまして、発電以外の新規事業を展開できる可能性は非常に高いと、そのように考えております。

令和3年12月には、私が北海道環境生活部のゼロカーボン推進課を直接訪問して陸別町に適した環境事業についての情報収集に努めております。具体的な事業としましては、御質問にございました余剰熱の利用や、プラントの稼働による二酸化炭素の削減を主軸とした脱炭素施策が想定されております。

このため、バイオガスプラントを管理する陸別町農業環境支援公社及びアトラスを中心に検討を進めておりますが、実際にはプラントの稼働後に判明する内容も多いことから、プラント稼働開始後に状況を確認しつつ、陸別町農業環境支援公社及びアトラスを中心に町と農協で協議を進めていくと、そういう予定でございます。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまの答弁で、カーボンニュートラルのことに触れられておりました。各町村、この取組が盛んに報道されているところであります。国は2050年、カーボンニュートラルの実現とともに2030年度の温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化を求めている、昨年6月に地方脱炭素実現会議が決定した地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するための交付金を設けております。

ただいまも述べさせていただきましたが、この交付金は複数年度にわたる交付を予定しておりますが、再生可能エネルギーの整備でありまして売電目的の設備整備では対象にならないのではないかと思います。副次的といいますか、発電設備の創業によって派生する熱などを利用して脱炭素につなげられる事業であれば該当の余地があるのではないかと、そのように考えております。

これは甚だ短絡的ではありますが、仮に何らかの形でバイオガスプラントの運営に財政支援をせざるを得ない事態があるとすれば、ある程度継続性が見込まれる類いの交付金の獲得が前提条件になるのではないかと考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町のバイオガスプラントにおきましては、町内一円の農業者に利益がある一方、大規模集合型プラントであるため、運営方法がとても複雑になり、経営収支が不安定になりやすいというデメリットもあるのも事実であります。しかしながら、電気以外の熱エネルギー等の確保や、二酸化炭素削減量が多いといった副産物的なメリットも大きいと、プラントだけの単純な収支を考えるのではなく、プラントを含めたバイオマス事業全体で収支を安定させることが重要と、そのように考えております。

特に国が推進する脱炭素施策においては、継続性が見込めるとともに、町民全体への

利益も大きいと、そのように想定されますので、今後の事業全体計画を協議しながら、関連する交付金等について鋭意調査、検討を進めてまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいまお伺いしたことは、先ほどの新年度予算の中にこの交付金の考えが反映されているかどうかをお伺いしたこととも重複するわけですが、次年度以降、鋭意検討をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、バイオガспラント事業は、あと半年ほどで完了を迎えるのでありますが、ここに至までに相当イレギュラーな事案が発生していたと思っております。特に町の関わりにおいては、今後の前例にはできない事案もあったと思っております。先ほどの所管事務調査の際に説明された担当者からは、そのことについては苦渋のことであったというお話がありましたので、認識は同じと理解しまして、今後このことについて言及することはないものと考えております。

ただ、今回整備されるバイオガспラントの町内畜産業に占めるシェアは、飼養頭数的に見ても半分を大きく下回る程度になるものと思っております。さきの議会定例会において、町内畜産業の将来展望として、農家戸数が激減する一方で、生産量を維持しようとした場合、生産規模の大型化は避けられないとのことを述べられておりました。今後、環境への対応の厳格化など、バイオガспラントのさらなる整備が必要になってくることも考えられます。その際には、今回の事案を教訓に適切な整備の方法を検討したいと、そのように思っております。

地域脱酸素移行・再エネ推進交付金の交付要件は、一定の地域で民生部分の電力消費に伴うCO₂排出削減ということでありまして、太陽光やバイオガスなどを利用した発電だけではなく、その一つに太陽熱の利用も対象になるものでありまして、少し古い話になりますが、当町には一世を風靡したパッシブソーラー住宅の建築技術の普及があるように思っております。

それは、昼間の太陽光を取り組むことで室内を保温するという自然エネルギーを活用して、暖房設備には過度に依存しないエコ住宅ということでありまして、積極的に暖房エネルギーを使うのではなく、自然の恵みを受けて快適な居住空間をつくり上げるもので、このことについては、今でもインターネット上には陸別保育所の建替えに際し、基幹産業の木材を生かした高断熱工法のパッシブソーラー型建築として紹介されております。それがこの交付金の交付要件にストレートに合致するとはならないのかもしれませんが、いずれにしましても、この事業の地域指定にはそのような事業が必要になるのではないかと考えております。

日本一寒い町に太陽光の熱を利用した省エネ住宅の普及として、交付金の申請に向けたアピールになるのではないかとと思いますが、お伺いいたします。

議長に申し上げます。時間、午前中のタイミングとして、この回答をいただいて休憩

にさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） はい。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問にあります地域脱酸素移行・再エネ推進交付金につきましては、家畜排せつ物のエネルギー利用のほかに、公共施設の省エネ対策、太陽光発電等の再エネの推進、住宅建築物の省エネ性能の向上など、幅広い分野で地域全体での脱酸素移行を推進するものであります。

当町では、日本一寒い町としての地名度を最大限生かし、また活用し、関係機関と協力し、広範囲な分野での活用を検討していきたいと、そのように考えております。また、パッシブソーラー住宅の名前も出てまいりましたが、公営住宅等整備につきましては、社会資本整備総合交付金要綱の中で、新たにカーボンニュートラルの実現に向けた方針や要件などが示され始めたことから、今後これらの方針に基づいて実施してまいりたいと考えております。また、令和5年度に見直しを行う長寿命化計画についても、これらを踏まえまして検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、午前に引き続き、一般質問を続けさせていただきます。

午前中、脱酸素移行・再エネ推進交付金についてお伺いしたわけでありましたが、この交付金は、新年度に200億円規模の予算が確保されているようでありまして、既に幾つかの市町村がこの事業の準備を進めているようであります。

報道されている部分の2町村だけちょっと申し上げさせていただきますと、管内では、鹿追町が太陽光、地中熱、バイオガспラントの熱源を利用して燃料の省力化に努めるという報道がございます。それからニセコ町は、まちづくり会社であります。ここが高断熱住宅の普及促進として、既に244戸の整備に太陽光発電の導入を考えているというような報道もございました。陸別町も次年度以降、鋭意検討されるということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再エネの交付金についてであります。いずれにしましても、当町のまちづくりの方向性は、利用可能な広大な地域の資源に根差した酪農と林業を生かした再生可能エネルギーの利用によって社会に貢献していくことが町の持続可能性を高めることにつながるものと考えております。

それでは、本日通告させていただいております質問の最後であります。高規格道路

小利別インターチェンジの存置について伺います。

整備が進められております北海道横断自動車道網走線、いわゆる十勝オホーツク自動車道、足寄北見間79キロメートルについては、国の新直轄方式により北海道開発局が整備を進め、現在、未開通区間のうちの陸別町小利別陸別間が工事期間として施行されております。また、平成18年に整備が凍結されたままになっておりました陸別足寄間31キロメートルについても、昨年7月に北海道開発局が整備の再開を公表しております。

そこで、これは3年ほど前にもお伺いしておりますが、現在工事中の小利別陸別間の工事区間竣工後における現在の小利別インターチェンジの取扱いについて、これはあくまでも仮設の位置づけであって、竣工後は原則撤去であるものの、その活用は地元の考え方によるということではありますが、活用についてどのように考えておられるのか、再度お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 小利別インターチェンジは、陸別小利別間が開通したときには廃止される仮設扱いとされていると存じております。開通後、インターチェンジとして活用する場合は、維持管理などが地元負担となる地域活性化インターチェンジとして残す方法があるとのことでもあります。その場合、国道から自動車道までの区間を道道または町道として整備する必要があります。両方向に乗り降りできるインターチェンジを整備する場合、約20億円かかるということを知っております。当町といたしましては、地元負担を伴う存置には、正直、二の足を踏むというところでもあります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） インターチェンジの存置についてではありますが、具体的な話になりますが、自動車道整備の沿線自治体からは外れております隣町、置戸町の議会においても存置の要請活動を関係市町村等に協議したいとする質疑が行われたようですが、早期建設促進期成会を含め、具体的な動きがあるのか、お伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 小利別インターチェンジの存置につきましては、置戸町が強い要望を持っておりまして、北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会でも昨年の夏に地元の武部代議士であります。要望会の際に置戸町長から要望されているとそのような聞いております。この関係では、地元負担が生じない方法であれば置戸町と可能性を探っていきたいと、そのように私ども考えております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま町長から置戸町の動きについてありました。私自身も置戸の人のお話を聞く機会もありまして、非常に小利別インターチェンジの存置を期待しているという話がございます。確かに人口は少なくなっているのですが、川上小利別地区の皆さんも北見、訓子府の買物を考えた場合、今より不便になるのは困ると

というような意見もございます。負担が伴うことでありますから、その関係がありますが、何とか御検討いただきたいと思っております。

そして、さらに飛躍した話ではありますが、存置がなかった後のインターチェンジの名称を、例えば陸別置戸インターチェンジとすることになれば、関係のある両町にとりましても意義のあることと思っております。そういうことを申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その件につきましては、これから進捗状況によりまして、議員のお話しされていることも含めて考えていきたいと、そのように思って、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、私に与えられた一般質問を行いたいと思っております。

午前中並びに午後の時間の中で、町長も御答弁の中でされているわけなのですが、私の質問についてもよろしく対応をお願いします。長くても1時間ですので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、通告しておりますので、その通告に従って質問するわけなのですが、今回、私、一般質問としての題材で、町内における各種案内板の設置についてという題目なのですが、先ほども午前中にありましたように、コロナの感染の状況が丸3年近く続いてきているという中において、今までも人類の歴史の中で感染症はずっとある。しかし、必ず収束すると。いろいろな形で犠牲等なり、それなりの財政的な面もいっぱいあるけれども必ず収束すると。その後には、また違う歴史が出てくるという話がありますので、私は違う歴史を期待しながら、今後当町のまちづくりの中で生かしていったらいいのではないかとということを含めて、今回、一般質問の題材として上げました。

というのは、今まで皆さん方、自粛自粛で、完全に行動範囲も萎縮したような感じで抑えられていますけれども、前段言いましたように、コロナが収束したときには、豊かな北海道の観光、いろいろ本州方面からの交流人口というのが出てくると、私は期待します。観光関係ということになりますけれども、こういった中での町をきちっと今のうちから考えて整備しておくことがそういう人たちが来たときに受け入れる体制が取れるのではないかと、私はそう思って、今回題材として取り上げましたので、その辺のポイントでよろしくお願いいたします。

それでは、（1）にありますように、私、今までこれで3回か4回になろうかと思っておりますけれども、字名改正をして、きちっとした陸別の町ということで、平成31年3月のときに2回目だったので、そのときにも当町が100周年の町制施行の中

で、今後の町はまた100年続けていきたいという中で、こういうことをきちっと整備したほうがいいのではないのかという話で質問したわけなのですけれども、そのとき、町長の答えについて、あくまでもそういう意見もあるので、今後いろいろ検討していきたいという答弁をいただいております。絶対できないとは言っていなかったなので、その辺について、あれから4年近くなったわけなのですけれども、どういうふうに町長が取り組んできたのかということで、一番先で質問しておりますので、今までの取組方と、また現在の町長の考え方ですね、駄目なら駄目、するならするで、その辺ちょっと答弁お願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 平成31年3月の定例会での質問に対しまして、私は、地番だけではどの行政区か分からないが、当町の住民票には行政区も記載して、確認できるようにしております。公的な手続などでは字名を使うこととなりますが、町民の皆さんにとっては、行政区名のほうが分かりやすいと、そのように思っていると。また、多くの高齢者の方々にとって、字名改正による各種住所変更手続などの負担を考えると、優先度は高くないでしょう。もう少し慎重に判断していきたいと、そのように回答したように記憶しております。

それから、議員おっしゃるように、3年が経過しましたが、参考までに申し上げますと、例えば調査の中で、字陸別は約2,100筆、面積にして約1,670ヘクタール、字陸別原野基線は約1,500筆、約320ヘクタール、字陸別原野分線は約1,100筆、約200ヘクタール、字陸別基線は約500筆、約40ヘクタール、字陸別西1線は約150筆、約17ヘクタールとなっております。非常に多くの住所変更手続などが必要となることは、これを見ても明らかであろうかと思えます。

個人所有の土地で、1筆に多数の宅地提供をしている方は、小番をつけると測量なども必要となりますし、所有者が既に死亡している場合は、その住所変更手続などを親類縁者が手続をしなければならぬことなどを考えますと、このことに関しては、慎重にやはり考える必要があるのではないのかなと、現在そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今の町長の話聞いてみると、非常に難しいというか時間もお金もかかると。今、筆数も言われていましたので、その辺については、簡単に言えば、もっと早いうちにしておけばよかったなと思うけれども、それはそれで過去のことなので。

簡単に言えば、前のときも言ったのですけれども、市街地だけでもきちっとしたほうがいいのではないのかということ。そして現在ある行政区名をそのまま、今の字名の番地だけつければ簡単でないかなと私は思っていましたけれども、いずれにしても、今言ったような難儀の中で取り組む。

僕は、今回このことを言っても、急に全部すれというのではなくて、おいおい計画的に、今出ているのは大通と東1条系列のあそこがきちっと字名改正されているのですけれども、栄町とか緑町とか新町も、新しい町の中の系図だけで僕はいいと思っているのですけれども、一遍にはできないということは私も分かりますので、今後、今言ったようなことで、かなり難儀な面があるのならあるで、それはそれとして。

今言ったように住民票を取り寄せると、あくまでも字名で住民票は来ます。そして、町長が言われましたように、住民票の右側の下のほうに、普通的に、言い方は悪いけれども、目の不自由な人は見えないぐらいの小さい字で書いてあります。

そのことについては、僕も確認したのですけれども、今後それで十分だということであれば、それはそれで、私は今後このままでいいのかなと思っております。

そういった意味で、しかしそういう考えの中で、前段で申し上げましたように、当町における交流人口、僕が思うのには、かなり陸別から離れた人たちが陸別ふるさとを尋ねて、去年だけでも僕の知っている人で3人ぐらい来ているのですよね。ということは、懐かしがるというか、そういった意味で、そのときに自分が生まれたところはどんなのかなということ、本人はもとより、子どもたちが来ているという話も聞きますので、そういう人たちが来たときに、きちっと明確な町の番地とか、そういうものをしておけば、新しく変えてしまうと余計分からぬという面もあるけれども、それはそれで、大体この辺にというか景色とか、そういうものを思い出しながらインプットされていくのではないかなと、私は思いますので、今言っているわけなのですけれども。それはそれで、今後、交流人口とふるさとを尋ねてきた人たちが明確になるような、そういう感じで、今後して行ってほしいということを含めて。

僕も町内ずっと見たのですけれども、簡単に言えば、私の住んでいるところは弥生なのですけれども、字名でいくと北2線56番地というのかな、そういう字トナム北2線56番地。それはそれで結局道路の、ここにも書いてありますように、行政区と字名とが自分の中で一体化するためには、きちっと看板だけでもそういうふうにしたらいいのではないかなということ、2番目に出しております。

というのは、例えば、道道沿いにしても国道沿いにしても、陸別は3本の道道があつて、国道が南北にあると。そういう中で、町道がそれに接点する。その場所で、ここは、例えば上陸であれば、中陸、上陸、行政区。しかしながら、あそこはトレップシュといったかな、なのですよね、字名では。だから、それを看板的に、前と後ろでもいいし、二段構えで表示しておけば、またいいのではないかと。

今言ったような、行政区を変えていく、法務局に届出するのが難儀であれば、看板だけでも、ところどころで全部ではないけれども、つけたほうがいいのではないかと、私はそういう思いで、2番目に字名と、それから行政区との表示、一体化した、二段でもいいし、表側は行政区で、裏側には字名で書くという看板でもいいのではないかなと、私は思っています。

そういった意味で、今後、先ほども言ったように、陸別の町がきちっと明確にされて、開かれた町としてやっぱりやれるような形がいいのではないかと思うのですけれども、その辺の2番については、通告しておりますので、対応の仕方について御答弁願いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今のところ、行政区名と字名を並記した、例えば、今、議員おっしゃるように、表は行政区の名前、裏に字名というような看板の表示板の設置は考えてはおりません。

現状では、字名による区域は入り込んでいるので、表示板の設置は、逆に混乱を生じさせるのではないかなと、そんなように私どもは考えております。また、行政区名の表示もつけるとなると、行政区の周りの全ての交差点に設置する必要があり、相当な数の表示板が必要になるのではないかなと、そのように考えております。また、それによりまして、非常に逆に分かりにくくなるのではないかなと、そのようにも考えております。

さらに、道路上には一部の町道の表示板や交通標識が設置されている中で、さらに表示を増やすと、看板が多くなることによって、歩行者や交通の障害、また冬期間の除雪の障害になることも考えられます。今以上に表示板を増やすということは、現在考えてはおりません。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今あるものにまたプラスアルファという立て方では、今、町長が言った点の心配事というか難儀なハードルが出てくると思うけれども、例えば新町の町道1号線とか2号線とかというふうに言われているのですけれども、そこには新町なら新町という行政区で、あそこは字分線かな、基線何とかと言うのですよね。だからそれを書くだけでいいですし、増やすことはないと思うのです、表示板をね。ただ、きちっと主立ったところだけやればいいのではないかなと。

先ほども言ったように、行政区を字名に改正するということができないのであれば、町の中だけでも、要所要所につくったらいのではないかと、私はそういう思いで、今こういうことを質問しているわけなのですけれども。

やはり道路もきちっと、一応道路台帳では何々道路とかと書かれていると思うのですけれども、ここの道は栄町の道路ですとか、そういう書き方をするだけで僕はいいと思うのです。栄町の人が、その下の欄に、町長が住んでいる字原野基線かな、そういうような形で表示していけば、いいのではないかなと私は思っていますので。

今以上に看板を増やすというのではなくて、要所要所でそういうことをしていけば、自然と字名になじむ場合も出てくるだろうし、明確にされるのではないかと思うのですけれども、その辺については、今後一遍にはできないことは前段でも言いましたので、おいおい町を整理するという意味で取り組んでいってほしいなと思うのですけれども、

もう一度その辺どうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 谷議員のお話をお聞きしまして、混乱の生じない方法の表示については、議員おっしゃるように検討の余地はあるのかなと、そのように思っています。慌てるということではなくて、必要性のあるところにはちょっと検討してみようと思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことで、どんな長い道のりも一歩からということもありますので、その辺を少しずつ整理できるような方法を取ってほしいと思います。そういった意味で、各主要道路で主立ったところを、そういう行政区と字名で表示したら、町長が今言ったように、少しずつやる考えでいるのかなと押さえたので、その辺でやってほしいと思います。

それで、4番目になっていくわけなのですが、各公共施設の表示板の設置ということなのですが、これは道路の関係も含めますけれども、具体的に申し上げますと、各施設等について看板がないところもあるし、あるところもあるのです。けれども、少なくとも公共施設であれば、ここに何々があるよという、簡単に言えば、駅前ふらっとのところにはでっかい看板があるから、あれはいいのですが、道の駅等については、中に入らないと分からない。国道には陸別オーロラタウン93という看板が大きくありますけれども、その中における施設等の、例えば関寛斎の資料館があるよという表示は中へ入ってみないと分からないと。

そういった意味からいくと、あまりにも陸別のPRというのですか、教育長の教育行政執行方針にもありますように、関寛斎の先人のそういう人たちを見るために、思い直すための必要な施設であるし、資料館であると言っていますので、多くの人に見てもらう上で。

僕は、今言ったように交流人口で人が来るとか、道の駅が陸別の場合オーロラタウンなので、そこに来たときにきちっと表示されて誘導できるような看板が必要でないかと思うのですが、その辺についての今後の取組として、それなりに金もかかるとは思いますけれども、そういうことを明確にするという考えはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現状では役場庁舎、またタウンホール、道の駅、銀河の森天文台の主な施設につきましては、国道や道道から分かるような看板は設置しております。そのほか、診療所、ふれあいの湯、墓地、火葬場の入り口には、それぞれ案内板を設置しておりますが、そのほかの福祉館等含めた公共施設には、特に議員おっしゃるように、案内板は設置しておりません。

福祉館等は、建物に名称を表記しております。現状では、特に大きな支障があるとは考えておりませんが、これも先ほどと同じく、必要に応じては検討していく必要がある

のかなと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 必要に応じてという点について、私は、遅ればせながらけれども、これは5番のほうになってしまうのかもしれませんが、やはり工事を発注したときに、例えば新町の交流会館のところも、どんな建物なのかなとそばに行ってみて初めて分かるように、玄関に新町交流館センターと書いてあるのですね。けれども、行かなければ分からない。道路の縁から見れるというか、表示板がないので。

ああいう工事をしたときに、きちっと看板を立てるということを外構工事と併せたものを同時に立てていけば、そんなに無理はないのではないかと。ないから、今新しくつくるといったら、いろいろな面でお金もかかるけれども、工事と併せたことも併用したというか、簡単に言えば、工事請負に看板をつくってくれよという話で、そういうことはきちんとできているところもあるのですよね。だから、できなかったというのは、発注する段階で抜けていたのかどうか分かりませんが、そういうようなことを今後取り組むというか、工事屋に確約できるような。

今、町長が言ったように、ふれあいの湯はあそこに、ここの町の庁舎から近いところですけども、公民館の案内はないです。あそこの中に図書館もあると。そういった意味で表示をしていないと、利用したくても何があるのか分からないと。道路から見て、ああ、公民館がある、図書館もあるというように、その辺をきちっとしていかないと。

これは、いろいろ町内を見たら、学校表示も、小学校ところには、あそこは避難所といったかな、町民の方が。というグラウンドの表示はあるけれども、陸別町小学校とはなっていないし、道道の上陸線というか津別線、あちらのほうの入り口がありますよね、学校のね、それらにも何もありませんよね。

だからやっぱり、そういうようなことをきちっとすることによって、明確な町になるのではないかということで、例えば、教育行政執行方針の中でプールを今後改築する。あれもプールということの表示がありません。だから、何の建物なのかなと分からないような。今後新しく建てるときに、そういう表示をきちっとできるということをしたらいいのではないかということなのですけども。

その辺について、今後、多分、公共施設等はしたほうが良いと思うのですけれども、その辺の取組について伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの質問でもありますが、案内板の看板は、これはお金だけではないのですが、平成29年避難所表示板の例であります、1基約21万円ぐらいすると。国道等に設置する大型のものはさらに高額になるだろうと。しかしながら、高いからつけないとか何とかではなくて、必要であればそこら辺は考えていく必要があるのかなというふうに思っていますし、先ほどの工事の際の表示板の設定についてありますが、このことについては、工事しているというのは積算の中で計上しております。

て、それは各現場において外構工事で発注しております。しかしながら、そこでなくてはっきり分かるというのは、工事の積算の中には取り込んでおりませんので、そこら辺は今後公共施設の建設計画策定の際には、案内板の設置についても検討していく必要があるのかなと、そのように今感じたところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういうことで、今ないものをすぐつくれということをお願いけれども、それなりに今1基21万円もするということとか何とかとありますね。先ほど町長が言ったように、立てる場合においてのね。僕はどうせ立てるのであれば、字名と行政区と一緒にしたほうがいいと。

例えば、去年発注した中で、町長の住んでいるところの宮下通、国安商店の三角から元の早坂商店ですか、あの道路のときも、工事を発注したときにきちっと、今言ったような看板で、宮下通なら宮下通、道路名でもいいし、あそこは栄町ですので栄町という看板も掲げてつくっておくことによって。

簡単に言えば、小さい町ですから、来た人が迷うことはないけれども、そういう開かれた町なのだなと思われるような看板が唯一の来てくれた人、あるいは陸別に住んでいる人たちも一番先に看板を見erと思いますので、そういう方向でやる方がいいのではないかなと思いますので、その辺について、先ほど言った宮下通であれば、去年の工事でありましたので、それをやってもらったら、僕はよかったのではないかと。今はもう検定も終わって、工事も終わったかもしれませんが。そういった意味で、工事発注と同時に、道路の路線名というのはきちっと議会の中でも議決されていますので、その辺は当然決まっている部分で。

今後、トマム幹線と言われている国道から道道までつなぐところ、現在半分ぐらい中斗満までできているのかな。あれも町道がその辺で接点になっているけれども、何号線、何号線。僕がちょっと調べたら、昔の看板だと思うのですよね。青いような色の看板がついているのですよね。だけれども、もう長年たってしまって、何とか生き延びたのがあるのか。それとも当初からつけていなかったのか分かりませんが、そういった何号線、何号線も。

今回の話から飛ぶかもしれませんが、幹線の工事の改良と同時に道路の標示をすることを業者に、請負の中に積算されるようになって工事費が上がるかもしれませんが、そういうことをしていけば、新しい中で進めることができると思うのですけれども。そういった意味で、幹線のほうを僕はぜひしてほしいと思うのですけれども、その点はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、発注時に看板設置の分まで入れたらいいのではないのかなということでございますが、そこら辺も含めて、意見も参考にして検討していきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それ以上言ってしまえばくどくなるので、この辺について、町長が今言われたようにやって、それこそ何でもどんな長い道のりでも一歩からですので、少しずつやって。先ほど言った字名改正も、本当に町の中だけでもいいから、少しずつやるという方法でやっていけば、少しずつ陸別が開かれた町になるのではないかなと思いますので、その辺もいろいろ研究して、よろしくをお願いします。

それでは、6番目なのですけれども、全町の観光案内として、動画配信テレビ画面を見られるようにオーロラタウン内でしたらどうかという質問なのですけれども、このことについては、オーロラタウンの中にセブンクラブですか、あれがイベント等について、ちょっと分かりませんが、20インチになるのか、テレビでイベントの紹介をしていますけれども、もっと陸別の町が、先ほども言ったように、交流の人たちが来たときに分かるようなことで、今どき静止画というか、看板のでっかいところに地図を書くのではなくて、テレビ画面で所要所の画面が出るようなそういう仕組みであれば、結構道の駅で使えるのではないかと。

令和4年の予算の中に、ワークショップという、そういうカウンターみたいというか椅子も設けた、そういう準備もしようとしているということなので、線路側のほうにテレビを置いて、そこで見れるような形をすればいいのではないかなと思って、こういう質問をしている訳なのですけれども。

とにかく、陸別でいろいろなイベントだとか、いろいろ所要所に史跡もあるのでよね。もちろん関寛斎のあいさんが死んだお墓とか、あれは顕彰会でやっているとは言いますが、陸別にとったら、かなりよそから来て尋ねていくということも聞いていますので、そういうものが道の駅で見られれば、簡単に言えば、陸別に来て、駅を起点とすれば、何キロか何メートルかという表示までできるような案内板も必要だと思うのですね。そうすることによって、そういう人たちが来た中で、陸別というのはすごく開かれている町なのだなと思うと思うのですけれども、そういった意味で、道の駅にこういう設備をしていってもらいたいと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 現在、オーロラタウン93内の観光案内設備についてであります。固定式の掲示板のほかに、移動式の案内板、動画用のテレビモニターシステム、これは年間イベントを中心とした町のPR用DVDを常時映しております。また、しばれ技術開発研究所が冬期間に運営しているパソコンと連動した陸別の気温に関するモニターも設置してあります。

御質問にございました動画などの観光案内が可能な設備につきましては、デジタルサイネージではないのかなと思います。デジタルサイネージにつきましては、お店のショーウインドーや公共施設などにあり、動画や複数のポスターなどを多機能に表示するものでございます。町内には大型のデジタルサイネージが、これはプラットにあります。

して、また体温測定機能がある小型のデジタルサイネージは役場をはじめとして、複数台ございます。約5台ぐらいかと思いますがございます。動画の需要につきましては、必ずしも大きいわけではなくて、訪れる方は多様であり、時間をかけてもじっくりと見たいという方のほか、時間がないので一瞬で見たい、画面だと早過ぎてじっくりポスターや掲示物を見たいと、多くの意見があるかと思えます。

町としては、道の駅での新たな動画配信テレビ画面の設置は考えておりませんが、議員から御提案のありましたデジタルサイネージ等の活用は、現有の機材で何ができるかということの研究する必要があるのではないのかなと考えております。今後は、現在の設備を最大限に活用しまして、動画にこだわらず、多角的な方法で観光案内や情報を幅広い年代の方にたくさん提供できるようにしていきたいと、そのように考えています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 私も、どちらかという、今のデジタルについていけないで、アナログの人間なので、今言った詳しい、どういうものかというのとは分かりませんが、今どきは、かなりそういうものが進化しているということは事実だと思います。だから、そういった面で、私がこうした質問をしていても、町長と、それから優秀な職員の後ろにいた人たちが、こういうものかという形の提案があれば、大いに取り上げて、少しでも前段で申し上げたように、陸別に尋ねてきた人たち、あるいは陸別に観光としてくる人もいるし、陸別を一回見てみたいという人もいる中では、今言ったようにその時代に合わせた器具機械とか、そういうものを整備しておく方がいいのではないかと。そうすることによって、これからもまた100年の陸別につながっていくと思いますので、その辺を鋭意努力して、優秀な職員がいっぱいますので、そういう人たち、僕以外の議員たちもちゃんと今のデジタルについていける人たちばかりですけれども、そういった中で進めていって、あまり詳しいものは分かりませんが、大いに取り上げていってほしいと。

私が先ほど言った、今回の予算でワークショップでしたか、新しく道の駅につくる。（「ワーケーション」と発言する者あり）ワーケーションですか、言葉もよく分からないで質問してごめんなさいけれども、そういうものも前の議会の際に一般質問で三輪議員がこういう質問をしているという時代の流れの中で、少しでも時代に即応した対応をしていってほしいと思いますので、その辺について、町長自身が今言った、僕が言ったのではなくて、いろいろな職員の能力を上げるような方法をちょっと決意的なものをお願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 貴重なご意見どうもありがとうございます。現有の機材の性能を十分に発揮してないと思いますので、まずはそこら辺のことから始めて、そしてそれで足りなければ、また新たな方法を見つけていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番(谷 郁司君) 時代は常に進んでいますので、それについていけるようなまちづくりをしていってほしいと思います。第1問の案内板についての質問は、町長がそういう考えであるということを確認しましたので、やっていってほしいと思います。

それでは、2番目の国有林において使用された枯葉剤「2・4・5 T剤」ということなのですけれども、このことについては国会の中でも明らかにされてきたのですけれども、「2・4・5 T剤」は猛毒のダイオキシンを含む化学物質でベトナム戦争で米軍が広範囲に散布した枯葉剤の原料として知られ、散布時ではがんや流産、皮膚疾患、先天性障害などが異常な頻度で発生しています。こういうことで、ベトナム戦争に使われたと。

皆さん方も御存じのように、ベトちゃんというのか、頭が二つあって体が下のほうで一体になっているという奇形的なものがあるというのは、これは全部ダイオキシンというのか、そういう枯葉剤の結果なのです。そういった意味では、国際的にもこういうものを使ったら駄目だよということが、そういう犠牲者の下でされています。

そういった意味で、「2・4・5 T剤」ダイオキシンなのですけれども、それが営林署で杉造材、当町は造林地なのですけれども、いわゆる草を刈るのが大変だから、枯らそうという意味合いで、これをまかれたというふうに聞いております。そういうものが1971年に使用が禁止され、林野庁の指示で全国の国有林に埋設されたという話なのです。余った薬をね。

だから、そういったものが当町においてはあるというふうに出された資料はないのですけれども、近隣では、音更町、清水町、標茶町、本別町の国有林には埋められているということでもあります。それが林野庁なんかでは、役人といったら悪いけれども、そういうものは埋めてしまえばいいのではないかみたいに処理したようなのですけれども、これが近年、いろいろな自然災害で大水が出てきて、埋めたところが流されて、そしてむき出しになっているということで、利別の上流地における陸別の責任としては当然そういうものも埋められているのであれば、一回掘り出して、これは取り出した後はちゃんと焼却、熔融するというのですか、溶け出すことで処理できるというのですよね。だから埋めたりなんかすることそのものは放射能物質とは違いますので、やれると思うのですけれども、この辺について当時者、国の営林局というのですか営林署の林野庁というのか、それらのほうだと思うのですけれども、当町としてはそういうものがあるかどうかについてきちっと押さえておく必要があると思うのですけれども、その辺について、通告してありますので、そういう関係機関等確かめたのかどうか、まずお聞きします。

○議長(本田 学君) 野尻町長。

○町長(野尻秀隆君) 御質問の2・5・4 T系の除草剤についてでございますが、かつて、国有林で除草剤として使用されておりましたが、議員おっしゃるように、猛毒のダイオキシンを含んでおり、非常に毒性が強いものと判断され、1971年昭和46年

だと思っておりますが使用中止となっております。当時は、確実な処分方法がないとして、全国の国有林内にて埋設処理をしたものと、そのように伺っております。

十勝東部森林管理署に確認したところ、本別町内の国有林で昭和47年に約0.5リットル埋設した記録があるとのこと。現地での保存状況としては、区画を広くロープで区切り、年に数回の現地確認を継続し、各自治体に報告しているとのことでございます。詳細な場所については、安全のため公表していないとのことでした。また、陸別町内での埋設の記録はございませんでした。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） これは、将来の子どもたちというか、国として進めていく上で負の遺産というのですか、危険なものが存続していつかは、我々生きているものとしての責任がありますので、今、町長が調べた結果、陸別の国有林は陸別町全体の約8割方が森林ですので、その中で営林署の土地もそのうち9割ぐらいあるという中で、その時代に合わせて使ったと思うのですけれども、余ったものが埋められていないという記録があればそれはそれでいいのですけれども、今後、もしそういうものが出てきたときには、当町としても強く処理するように要請して行ってほしいということをお願いいたします。私の2番目の質問について終わりたいと思うのですけれども、その辺についてもう一度確認で。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 森林に関するものにつきましては、十勝東部森林管理署と情報を密にしまして、危険なもの等はきちっと安全対策するように、そこら辺は向こうもそうは思っているでしょうし、議員おっしゃるように意見交換をして、そういうことはないようにしていきたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時05分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、追加の通告となりましたけれども、教育行政執行方針を基に教育長に質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、学校教育についてです。コロナウイルスの感染拡大で、私たち議員も行動が制限されいまして、学校に出向いて話を聞くなり、見学する機会がなくなっております。現在、学校の状況がどういうものになっているのか。そして、小中一貫教育が始まって数年がたちますけれども、そのことについても伺っていききたいと思います。

まず、小中一貫教育です。今年度の取組と、何年かたって経営理念や目標等に変更は

ないのか。そして、コミュニティ・スクールも一緒に運営協議会として活動していますけれども、会議の内容や回数などはどのようになっているのか。そして、一貫教育が始まって、教育長の見目で、ここは結果が出ていると感じる点などがありましたらお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず学校教育で、一貫教育関連かなというふうに思っております。今年度の取組も含めてですけれども、一貫教育で大切なことなのですけれども、当町は小学校1校、中学校1校ということで、義務教育9年間ということになります。まず大切なのは、小学校と中学校の教員同士の交流とコミュニケーション等共通認識を高めるということがとても大切だというふうに思っております。これは、小学校教員は中学校に送り出す子どもたちを意識し、それから中学校教員はこれから入学してくる子どもたちを意識するということによって、9年間を見通した一貫教育活動、要するに、小学校にいても中学校にいても9年間をそれぞれの教員が見守ると、支えるという意識を持つということが大切なかなというふうに思っております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症のため、当初予定していた授業や交流が思うように実施できなかったというのが現状であります。従前より形を変えて開催した授業だとか中止した授業は、一部中学校の先生による小学校の乗り入れ授業等も何教科かあるのですけれども、今年は特に音楽ができなかったということと、町文化祭への出展ができなかった。それから、舞台演出等の参加もできなかったということがあります。それから、小中学校の先生方による定期的な合同研修だとか、先進地の視察、教職員と教育委員会や保育所等の親睦事業など、これらも毎年実施していたところでもありますけれども、令和2年度ぐらいから、これら事業ができなくなっているということでもあります。

ただ、総じて何とかできるところから少しずつ実施していこうということで取組を進めております。9年間を見通した一貫した教育活動を展開するというところで、今、五つの柱がありますけれども、学力向上の効果的取組、体力向上の効果的な取組、ふるさと教育の充実、それから特別支援教育の充実、食育の推進ということで、特に重点を置いてということでもあります。これらにつきまして、なかなか進められていない状況ではありますけれども、経営理念に変更はないということで取り組んでいるところであります。

学校運営協議会につきましては、こちらにつきましても、この協議会の目的自体が地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援、協力を促進し、地域とともにある学校づくりを進めることにあるということになっております。これによりまして、学校と地域住民との間の信頼関係を含め学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とします。

会議の内容につきましては、年度初めに各学校長から学校運営の基本方針を説明して

いただきまして、それを承認するということがまず年度初めの会議の内容でありますけれども、年度当初、4回実施する予定でありましたけれども、全体的に会議自体が3回となり、第1回、第2回は会議形式が取れたのですけれども、先月末の年度最後の会議につきましては、まん延防止が延長されたということで書面会議で一旦終了させていただいたというような状況であります。

それから、小中一貫につきましては、令和元年度にスタートいたしましたので、本年度は3年目ということになるかと思えます。昨年は実施されませんでしたけれども、令和3年度の学力調査は実施されまして、中学生は3年生、小学生は6年生が対象年齢でありますけれども、今年度の結果だけ見れば、成果が見られたという感じでございます。

ただ、今、学力のお話をしましたけれども、学力、体力についても児童生徒については年度ごとに当然違ってくるといことになりますので、子どもたちについては、学力、体力の面で今すぐ小中一貫が始まったからといって、目を見張るような成果が毎年出ているということではないのかなというふうに思っております。ただ、今後に向けては、小中一貫に取り組むことによって、学年に多少の差はありますけれども、底辺を全体的に底上げしていくということは、一つの目標に持っている状況であります。

あともう一つは、指導する立場の教職員が、出始めのときには小学校は小学校、中学校は中学校のそれぞれの学校の意識が強いわけですけれども、年々これが小中合同・連携、全て9年間を見た中での意識がだんだん高まっているなというのが実感で感じられているところであります。この意識が変わっているということは大変大きいですし、これもどんどんこの意識を高めていければいいなというふうに思っております。

小学校、中学校で若干の感じ方も違うかもしれませんが、特に小中一貫については、9年間の教育課程を教科ごとに編成するということが今目標になってはいますが、なかなか全ての教科がうまく課程を編成するということができいていないということなのですけれども、先日、町の教育研究所から数学、算数科において9年間の陸別と見通しの表を作ってくださいました。

要は、小学校1年生から6年生まであって、中1から中3までありますけれども、例えば小学校2年生で九九があったりだとか、途中で小数点だとか分数だとか割り算、掛け算、それから中学校へ行ったら数学の関係があってということで、どこに子どもたちの弱いところがあるかというところを形式的に見て、そうすると、小学校のここが弱いせいで中学校でこの数学がなかなか到達していかないというところについては、早い段階からここをもう少し解消していけば、中学校に行ったときにもっと程度が上がっていくのではないかなというようなことを全ての教科でやれると、より底上げにつながるのかなということでもあります。

この小中一貫を何とか今後も含めて充実したものにしていきたいなということでもありますけれども、この辺はICTも活用していきながら、教職員の相互の研修等も含めて、ここの踏ん張りにかかっているのかなと思えます。まだ3年間で本当に令和2年

度、令和3年度は十分な取組ができていない中で、最低限の学校側の努力によって、私としては取組の意義をすごく感じていて、今後が楽しみだというふうな印象でいます。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、小中一貫教育は今のところうまく進んでいますし、成果も出ているということです。何度も教育長が言っていましたけれども、9年間を見据えた子どもたちの見守りですけれども、私も前にも質問したことがあると思うのですけれども、中3像というのをバージョンアップしていく必要があるのではないかと。陸別で9年間過ごして外へ出た子どもたちが、次に高校に進学したときに、何か困っていることはないか、もっとここで勉強しておけばよかったことはないかなど、その辺を継続的に調べて、調査という言い方は大げさですけれども、アンケートを取るなり、何か話すきっかけをもって今の陸別の小中学校の教育にまたつなげていってほしいと思います。

私の子どもたちは今年二十歳になりまして、中学校3年間担当してくれた先生がいらっしゃるしてくれまして、子どもたちが一生懸命先生と話をしていました。その先生は、今も中学校の教員をやっているのですけれども、なかなか卒業生と話す機会がないようで、自分の指導が間違ったところはなかったかとか、もっとこういうことをしてほしいかとか、子どもたちに一生懸命聞いていました。その先生はそれを参考に自分の仕事へとつなげていくのだと思います。

そういう面も含めて、本町も卒業生に、成人式するときでもいいですし、卒業して何年かたったら陸別の教育のよさや、いろいろなことも評価できるようになると思いますので、その辺もちょっと聞いてみたりしてもいいのかなと思います。

それと、今3年目になって、まだ町民にはなかなか小中一貫というものが浸透していないように感じています。何か一緒に合同でできる行事などをこれからしていく考えはないのでしょうか。例えば中学校の文化祭なども、本当にすてきな歌声で小学校の子どもたちにもぜひ聞いてもらいたいなと思うことがあります。そんなのも見たら、中学生というか自分たちの将来像も描けるのではないかと思います。

それともう一つ、みんなに理解してもらうためにですけれども、中学校で通信を出しています。回覧板にも月1回ぐらいなのでしょうかね、回ってくるのですけれども、その文字がすごく小さくて、本当に読めないです。親も多分読むのが大変なのではないかなと思います。私たちが子どもたちの活動を見て読みたいと思うようなものにちょっと変えてもらえるように、その辺も教育長として提案していってほしいと思います。

まずそこまで、もう一度お聞きします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、陸別には高校がありませんので、中学校卒業した後に

全て町外の高校に進学ということで、陸別から通学する子、町外に下宿等に住んで通学する子ということになろうかと思えます。

議員おっしゃったとおり、卒業後について、私も次長時代からずっと教育委員会に勤務しておりますけれども、卒業後、高校に行っているときはなかなか会う機会ないです。楽しみなのは、成人式というか、はたちの集いということで、二十歳になって成人記念事業ということで1月3日にやっていますけれども、そのときに子どもたちに会えるのが物すごく楽しみです。心身ともに大きく成長しているなというのがすごく実感であります。

今言われたとおり、当時の小学校、中学校時代の、例えば各教科の指導の仕方だとか、学校の対応、先生の対応について、振り返るということは物すごく大切だなと思えますし、そのとき子どもたちが、当時の評価と卒業後にそれが活かされているのかということの評価するということは物すごく大切だなと思えますので、その辺についてはどのように取り組んでいけるかということがこれからになりますけれども、検討して取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、小中一貫も含めて、開かれた学校をということですがけれども、今、私たち自身もなかなか気楽に学校に行けるような状況ではなくて、私、教育長に就任してから、まだ卒業式、入学式には一回も出席できないぐらい、行事にもなかなか行けていないというような状況です。ですから、それ以上に、今、議員おっしゃったとおり、保護者、町民等についてのPRだとか周知というのは、逆に物すごく大切なのかなというふうに思っておりますので、実は町のホームページの中に教育委員会のところから各学校のホームページに開設はしているのですけれども、なかなか更新がされていないということで、私としては、ここの活用をというような話をしているのですけれども、ここはよりホームページ等も活用しながらPRをするような形に進めていきたいというふうに思っております。

学校通信の文字が小さいは、間違いなく小さいので、この辺はきちっと見やすいような形式を取るよう指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、コロナの感染拡大でいろいろな行事などの動きが停滞していると思えますけれども、教育に対する気持ちまで先生たちも停滞しないように教育長になお一層いろいろなことで指導していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、執行方針にありました小学校の教科担任制の取組についてお伺いいたします。

本町は、1クラスずつなものですから、ほかの町ではたくさんのクラスの先生たちがいろいろな教科を組んでやるということはできると思うのですけれども、何せ先生の数

が少ないので教科別の指導というのは難しいのですが、今回それに踏み込むということで、また職員も先生となって入るということでしたけれども、この辺についてやり方など簡単に説明してください。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、教科担任制の関係であります。

小学校と中学校がありますけれども、中学校は基本教科担任制で全て専門の教科の先生が授業で指導しているということでもありますけれども、小学校は学級担任制になっていますので、例えば1校時から6校時まで、例えば6年生ですと、A先生がいて、朝1校時に入ったら、ずっと6校時まで全てA先生が授業を受け持つということになりますので、6校時全て終わってから職員室に戻った後に、例えば次の日の授業準備であるとか、学校校務の仕事であるとか、例えば通信の作成だとかということをして子どもたちが下校した後にしなければならないということになります。

中学校の教科担任制の場合は、例えば1時間目、数学やったら、次は4時間目までないよとかとなると、途中空いている時間で授業準備だとか、通信だとか、学校校務の仕事ができるということなので、放課後に業務をするということをお避けすることができます。ただ、残念ながら中学校の場合は部活動が入りますので、小学校とは違って部活動で時間が取られるというところがあります。

小学校は、働き方改革に関連してくるのですが、時間外を減らすためにどうするかというと、やっぱり教職員の定数を増やしていかなければ、この解消はほとんど無理だという感覚はあります。文科省としては、既に小学校の教科担任制を進めているところでもありますけれども、北海道も一部導入を始めているところでもありますけれども、全自治体の公立小学校において、それを取り組むというような状況では今のところありません。

陸別で、この部分についてどうしようかと私も悩んだのですが、まず教科担任制の取組の導入の狙いというのはあるのですが、専門性を持った教員による分かりやすい授業で学習内容の理解や定着を促す。2点目は、小中学校間の連携を進め、小学校から中学校への円滑な接続を図る。3点目は、複数教員で子どもに関わることで多面的な理解につなげる。4点目は、教員の担当授業の軽減や準備の効率化による働き方改革を進めるというのが主な導入の要点ということになります。

この中で、陸別町といたしましては、今年、音楽がたまたまできませんでしたが、数学、英語、保健体育で中学校の教員が既に乗り入れ授業をやっております。やっておりますけれども、6年生の担任がいて、そこに中学校の先生が乗り入れしてやっていくので、結局6年生の担任は授業を受け持ったままなのです。本来的に教科担任制でいうと、乗り入れした先生、新たに専科できた先生が入ったときに、担任の先生が職員室に戻って、また別な業務を取ればよりいいのかなというふうに思っております。

これを何とかできないかなと今進めているところなのですが、まず一つは、英

語について中学校の協力が物すごくありますので、中学校の英語科の教員が実は小学校の教員免許も持っている先生が1名いますので、これについて令和3年度も積極的に乗り入れ授業をしていただきましたけれども、中学校の先生が入ったときに担任の先生も入っていたのですけれども、令和4年度については、担任の先生は入らずに中学校の英語科の先生に小学校の兼職発令をして、英語科の評価もしてもらおうというような方向で今準備を進めています。これがまず一つです。

もう一つは、実は小学校も児童数が101人以上いると、専科教員というのが定数で入ってくるのですけれども、陸別はそこまで人数がいまないので加配の先生がいません。それで、教育委員会にいる辻本主事が旭川の教育大学出身であります。小中の理科教諭の免許と小学校の教員免許を持っています。それで本人にも話をして、小学校で理科の授業をやってみないかという誘いをかけました。これは、私の命令ではなくて、無理強いもできませんし、ただ本人からは「前向きにやってみたいですよ」という言葉を受けたのと、それから学校長にも「どうでしょうか」と言うと、「ぜひ取り組んでみたい」という話がありました。

それで、令和4年度については、まず一部何教科かやっていますけれども、英語科と理科と。理科は6年生だけで今は何とか、まずは。最初から全部はいろいろ難しいと思うので6学年だけ1教科進めて、英語については3学年から外国語活動をやっていますので、2、3、5、6でやれるかなというふうに思っていますので、それに向けて3月中に、例えば辻本主事については、小学校に行って理科授業を見学したりだとか、実際に理科の授業を実習でやったりだとか、今準備をしています。これで4月からスタートしたいということで準備をしております。

ただ、なかなか私の思いだとか、学校側も了承している中ではありますけれども、これが本当にスムーズに行くかどうかというのは分かりませんので、まだ未知数の部分はありますけれども、取り組んでみて見直しも含めながら順調に行けば何とか継続していきますけれども、難しいというところがあれば、そこは無理して先に進めない。要するに子どもたちに迷惑がかかるようでは駄目だなというふうに思っております。

もう一つは、今、辻本主事については社会教育担当でありますので、自分の本務の業務がありますので、その業務にも迷惑かけられないということになりますので、ほかの担当の職員等にも協力をいただきながら、自分は、学校の先生たちの時間縮減のために行っているのに、帰ってきて本務の仕事を時間外ですするというのは本末転倒になりますので、そういうことがないような形の中で進められるかどうかということも検証しながら、まずはスタートしたいということで今準備を進めているところであります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 英語の乗り入れ授業にしても、私も以前に何度か乗り入れ授業も見学したのですけれども、せっかく中学校の先生が小学校に来ていても、教鞭を執っているのは小学校の先生で、中学校の先生は補助みたいな感じでしたので、これか

らはまた小学校の担任制の取組は本格的になってくると思いますので、職員の方が理科の先生をやるというのなかなかないことだと思いますけれども、いろいろ試しながら子どもたちの学習に役立つように頑張っていってほしいと思います。

それでは、次に、健やかな体の育成ということですが、トランスジェンダーの取組なのだと思いますけれども、11人に1人の子どもたちが苦しんでいると言われていています。ジェンダー平等と言われていた時代ですが、入り口の一番はやはり学校だと思います。トランスジェンダーのことは、社会ではだんだん認識されてきて、会社でそれを理解しようとしたりとか、そういう動きも出てきていますけれども、なかなか学校はそういうことに対しては遅れているのかなと思っています。その辺を子どもたちの教育として道徳の授業などで取り上げているのか。

そして、大体、子どもたちは、中学生ぐらいまでに自分の性的違和感というのは感じるようで、希望しない性別での学校生活がつらくて学校へ行けなくなったりだとか、自殺願望を抱く子どもたちもたくさんいるそうです。まず制服問題ですが、陸別は伝統ある制服でセーラー服、詰め襟はずっと続いていると思うのですが、ジェンダーレス制服というのも今は出てきたりとか、本町はほぼジャージで生活することが多いのでその辺は問題ないと思いますけれども、学校として、こういう指導というのはどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） トランスジェンダーの関係であります。

意味としては、性別違和を持つ人々というような解釈があるようで、俗に言うと、性同一性障害だとかというようなことも言われています。小中学校の取組でありますけれども、小学校では、中高学年を中心に保健指導の中で子どもの第2期成長について指導しているということで、その中で生理等について学び、正しい対処法について指導しているということで、トランスジェンダーの部分も保健の学習の中で少しずつ意識をして取り組んで指導しているというような状況であります。

中学校についても、小中も含めて、実際にここの部分について該当されるだろうというような雰囲気の子どもたちがいないということもあって、具体的な取組がないというのが現状であるということなのだと思いますけれども、ただ、今、議員おっしゃるとおり、制服の部分についても、見た目では男性は学生服、女性はセーラー服というような形になっているのですが、今後については、そこを自由に選択できるような方向も一つなのだろうなというようなことは学校では考えているようだと聞いています。

この部分につきましては、性別の違和ということだけではなくて、やはり差別をなくすということもそうなのだと思いますけれども、道徳では多様性の尊重を学ぶ単位を通じて、相互の理解を深めるような事業展開を行っているということで進めていますので、トランスジェンダーだけにとらわれず、全体的に男女の差別だとか一般的ないじめ、その他の

差別も含めて、全体を見た取組を学校として進めているというふうに理解しています。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） この辺については、口で言うのはなかなか難しい、子どもたちに納得させる、理解してもらおうというのは難しいと思うのですが、こういう学校向けのトランスジェンダーの映画などというのも出ていますので、もしそういうものが手に入るようでしたら、道徳の時間などでみんなで見て話し合ったりとかすることもできますので、今後このことについても考えていってほしいと思います。

制服についても、以前に子ども議会でも制服を替えてほしいという話が出たこともありましたので、これも急ぐ話ではありませんけれども、少しずつ、絶対変えないではなくて、柔軟に考えていってほしいと思います。

それに続いてですけれども、生理貧困というのも今ちょっと話題になっていまして、コロナ禍で経済的に困窮する女性が増えてきた背景から問題視され始めています。支援をする取組が今自治体とかでも多く行われています。これは、買えないという貧困の問題だけではなく、性による負担の軽減が問題になっていて、今はトイレットペーパーと同じ感覚でトイレにナプキンを配備しようという動きがあったり、コンビニなどでもそういう取組を行っていたり、東京などの教育委員会は、全公立学校の女子トイレにナプキンを置いて必要な人が使えるようにしたりしています。北海道はジェンダーに対する取組がとても遅れていますので、この辺も含めて、学校のほうではどうなっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 生理の貧困につきましては、全国的にもいろいろ取り上げられていて、ここ最近、昨年の各自治体の議会等でもいろいろ取り上げられていて、自治体によっては学校のトイレに設置します。他方、トイレには設置しないけれども、あくまでもあくまでも養護教諭、保健室対応にしますといろいろ考え方があるのかなというふうに思っております。

陸別町的には、経済的な理由で生理用品を購入できない生徒、児童がいるというふうな理解は私のところではありませんし、町内において就学援助の申請をされている世帯もありますけれども、個別に全て実態が分かっているわけではありませんけれども、毎日の衣食住に苦勞しているというような、そこまでの貧困というような家庭はないだろうといおうふうに理解をしている現状であります。

ただ、中学校のほうでは、生理用品を設置する、しないも含めて、いろいろ考え方があるのかなとは思ってはいますけれども、現在、養護教諭が様々な情報提供や相談しやすい雰囲気や環境づくりを進めているということで、全校生徒に対してオープンな保健室経営を行っているという状況です。

生理貧困に限らず、心身の悩みごとなどを相談しやすい環境を継続していくことで、生徒たちへのケアに努めていきたいと考えていますということでもありますので、単に生

理用品を置く、置かないではなくて、やはり子どもたちの悩み相談をして、それに対して学校でどの先生がどのように対応してくれるかということは、これは中学校だけでなく小学校も同様なのかなと思っていますので、物を置いて完結ではなくて、やはりそこに至る経過というのがあるのかなと思っていますので、私としても現状では校内に配置というよりはオープンな保健室、養護教諭の個別の支援に期待して子どもたちの対応を今後も続けていただきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） これについては、生理貧困ということから始まってしまったので、ちょっと考え方が二通り出てきてしまっていますけれども、貧困や悩みがある、家庭に問題があるとかというのを拾おうとして保健室に置くという考え方もありますし、あとは、これが普通に当たり前、トイレットペーパーと同じ感覚で置いておくという考え方もありますので、それはどちらを取るか。貧困とはちょっと切り離して考えていただいて、性による負担軽減という形で、これは本当に日本中が考えていかなければならない、今世界がフェムテックとか、いろいろなものが出ていますけれども、これはこれからいろいろなうごきが出てきますので、もし、そういうナプキンを置くみたいな状況にみんながなってきたら、本町もぜひそれに乗って対応していただきたいと思っています。

最後に、教育についてですけれども、執行方針にありました令和の日本型学校教育という言葉が出てきましたけれども、その実現にはS o c i e t y 5 . 0 に対応する教育が求められるとあります。

S o c i e t y という言葉を最近聞くのですけれども、S o c i e t y について説明すると、人類がたどってきた経済発展を五つの段階に分けて、S o c i e t y 1 は狩猟社会、2 は農耕社会、3 は工業社会、4 は情報化社会と分けています。そして5 . 0 ですね、5 は4 で見えてきた少子化・地方の人口減少問題などを解決するためにA I やI O T を用いた人の代わりができるロボットなどを開発して活用を進め、今のこの時代の課題を解決していくサイバー空間とフィジカル空間を融合させた何だらかんたらと出るのですけれども、要は、私たちが子どもどものときに描いていた未来のことがこれからどんどん現実になってくると思います。

本町では、それに対応するためにI C T に先駆的に取り組んで、先生たちの協力もあり、うまく使えていると思います。オンライン授業への対応や、小学校の通信によると、T e a m s というアプリなどを使ってオンライン授業ができるようにだとか準備をしているのですけれども、ここはもう一歩踏み込んで、教科を限定して、A I 型教材というのがあるのですけれども、そういう先駆的な取組を行ってはどうかと思っております。

A I 教材というのは、タブレットに出てきた問題で、もし子どもが引っかかった問題、分からなかった問題をA I が読み込んで、この問題が解けなかったのは前の段階の

何が分からなかったのかというのを分析して、その子にあった問題を出します。その繰り返しでどんどん理解を深めて、分からないところのつまづきをAIが探って正解へと導く方法をコンピューターがどんどん進んでやってくれます。これこそ、執行方針に出てきます、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別な最適な取組の学びの方法だと思うのですけれども、こういうことに関して教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 令和の日本型学校教育のSociety 5.0の関係も含めてで、AI型教材ということであります。

Society 5.0も、私も聞いたことがあって、文章を読んでもなかなか理解が難しく、あえて執行方針にも入れないぐらいなレベルであります。こういうことも含めて進めていかなければならないということで、AI型教材についても、今やっとタブレットが1人1台配備されて、この活用をどうするか。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、中学校が進んでやられていると、それに何とか小学校は追いつこうと、要するに小中連携しながら教育委員会からIT支援員も派遣しながら進めているということです。

結論的には、議員おっしゃるとおり、陸別は今、先駆的な取組をやれるまだ環境状況には至っていないですけれども、その状況や環境ができれば、どんどん進めていきたいというふうに思っております。

私がこれを入れるということではなくて、AI教材についても、陸別町にとって何が最適なのかということの検証が必要でありますので、小中それぞれ研修部があったり、小中一貫でタブレットを運用したオンライン学習、オンライン授業等も一部取り組んでいますので、予算がかかるものもあるかもしれませんが、いいものは積極的に取り組んでいって、子どもたちのいい成果に結びつくようなものであればどんどんやっていたいかなというふうに思っておりますけれども、ただ、ここ今すぐ、先駆的にということにもなかなかならないので、いろいろな研修を積み重ねていながら、取り入れたけれども、結局、先生が十五、六人いて1人しか使えないというものではどうにもならないので、やはりその辺の小中学校のそれぞれの教職員の資質だとか土壌が充足された中で取り組むということが大切なかなというふうに思っておりますので、議員おっしゃるとおり、いい教材はどんどん取り組んでいって進めていきたいなというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 教材を使うことによって自分の自信につながり、勉強の仕方も自分でどんどん問題を見つけて、自分で進んで勉強していくという習慣もついてくると思いますし、先ほど教育長が言った、底を上げて間を縮めるのではなくて、底を上げながら上も一緒に上げてほしいと思います。学習については、その辺もこれから、すぐとは言いませんけれども、今後そのようなことを活発に、いろいろな教材が出

てくると思いますけれども、そこは精査していろいろ取り組んでいってほしいと思います。

次に、もう一つ、中学生の海外研修についてですけれども、今回、費用負担額を減額したということを出ていましたけれども、減額した理由と、ここ2年間カナダにも行けないのですけれども、正直今年もこのままだとどうなるか分からない状況ではあると思います。去年の代替え企画では、ちょっと参加人数が少なかったようでしたので、今年についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、中学生徒の海外研修派遣事業につきましては、令和4年度一部見直しをしております。令和2年度、3年度は派遣ができなかったという状況であります。今も、旅行会社だとか国の渡航、カナダの渡航の条件を担当のほうで情報収集しているところです。今のところ、去年より状況はいいのかなというふうに思いますけれども、ただ一部まだ何点か制限があって、その見込みが次に進められるかどうかというところであります。

少しでも行けるような条件に見直しというふうな中で、まず一つは、日程を10日間から8日間に変えたということで、これは、今まではホテル泊まりも何泊かあってホームステイだったのですが、これからはホームステイだけに統一して進めていくということで、そこで少しでも経費が抑えられればいいなということも含めています。日数が短縮するというのは、どうしてもホームステイ先の要望で9月になってしまうものですから、中学校ですると授業実数がどうしても削られるということで、学校側とすれば、本当は夏休みとか冬休みとか長期休業中に行ってほしいということなのですが、現状ではどうしても9月になっているということなので、学校側の要望でいうと授業実数を少しでも確保したいということもありますので、その辺を酌み取って日程を一部少し短縮したということであります。

それから、今回、個人負担も軽減して大きく減額しております。今まで個人負担が、大体1回カナダ行くのに1人35万円前後ぐらいしますけれども、3分の1の負担。ただ、3分の1ですけれども、10万円を上限とするという要綱の中で、ほぼ10万円を負担していただいて派遣させていただいております。この部分についてなのですが、経済的理由で行けなかったという人はそんなにいないかなというふうには思っておりますけれども、ただ、東京派遣事業と違って、全員がそろっていけるケースはなかなか少なかったかなということで、経済的というのがありますけれども、海外に行くのが不安だとかというような生徒もいましたので、全てが金銭だけではないかなというふうに思っています。

ただ、私とすれば、小学校、中学校の英語力を高めていきたいということで、特にせつかく小学校から英語科活動に取り組むということで、中学校卒業するときには、私たちはできませんでしたがけれども、ある程度の日常英会話ができる子が育つといいなと

いう思いを持っています。その部分では、中2の海外研修でホームステイに行ったときに、それぞれの生徒の英語力をどれぐらいできているかという成果を実践できる場であるというふうに認識していますので、なるべく多くの生徒に行ってもらいたいということで、町側にまずお願いをしました。

その中で、さすがに全額無償ということにはならなかったのですけれども、1万2,000円と今想定はしていますけれども、額はちょっと半端になりますけれども、現地の滞在共通費、それからお土産代ということで、せめて多少でも自分で行きたいと意思を持って、1万2,000円でもちゃんと自己負担をしていくという意識を持っていてもらいたいという趣旨で、減額した中での参加を募りたいという思いであります。これで英語学習の集大成を重点目標として捉えて、参加しやすい海外研修派遣事業にしたいということで、今回の見直しに変更しているというところであります。

それから、代替え企画につきましては、昨年実施して、タウンホールでカナダのDVDの映像を見せて、機内食を食べてもらって、SDGsのゲームを少しやったのですが、残念ながら参加者は2名だったということでもあります。

今年についても、同じ轍を踏まないようにということで、今まだちょっと行けるかどうか難しい状況なので、9月に出発するためには、4月ぐらいから募集をして進めるということになりますので、4月の時点で最終判断をして、派遣の事業を進めるのか、中止をするのかという判断が出てきますけれども、仮に中止をするときには、代替えの案もある程度出した中で進めるということで、去年と同じようではやはりなかなか代替えにもならないということなので、経費については自己負担をいたかだかない形の中で、これから町側とも協議しなければなりませんけれども、道内の中で宿泊を兼ねて1泊なのか2泊か分かりませんが、その間、英語しか話したら駄目だよと。英語漬けの体験研修みたいな形の代替え案も、今、担当のほうには考えてもらっている最中だというような状況です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） カナダについては、ぜひ行ってもらいたいですし、行けるものなら本当に学ぶものもたくさんあるので、行けるにこしたことはないのですけれども、代替えについて、去年のようなことがないように、今、北海道にもニセコという外国がありますし、もっと近場ではJICAというところもありますので、その辺をうまく活用して子どもたちに喜んでもらえるように考えていってほしいと思います。

次に、スポーツ振興についてですけれども、本町にはなかなか運動施設というものがなくて、ここにいる皆さんも多分運動不足なのではないかなと先ほど言っていましたけれども、本当に事実だと思います。

今回、プールを建て替えるということですが、プールにトレーニング室も兼ねたり、冬にウォーキングができるようなものも兼ね備えた複合施設になったらいいなと思っているのですけれども、教育長のお考えをお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） プールにつきましては、老朽化しているということで、何らかの手を打たなければならないということで、建設するのが決まっているわけではありませんし、私としては何とか前に進めたいということで、昨年から頭出しをさせていただいているというのが現状であります。

今、議員おっしゃられたとおり、プールだけでなく、複合的な施設をとということでもありますけれども、これについては、今、陸別町は人口減少ということで、執行方針にも書いてありますけれども、文化も含めて人口減少がいろいろな活動にも影響してきているというのが現状なのかなというふうに思っております。

これが大きな課題と捉えたときに、スポーツについては、やはり心身の健康と保持増進に重要な役割を果たしているというふうに思っております。夏でも、冬でも、私、土日は自宅に今いることが多くなってきていますけれども、いろいろな人たちが外を歩いています。何か体を動かしたいのだというときに、なかなか個人で行ける施設がないというのが陸別町なのだというふうに思っております。

そういう状況の中で、限られた施設になっている状況で、今後は団体で活動は当然それはそれで継続して生かしていきたいというふうに思いますけれども、今後は個人の活動を支援する施設を少しでも多く整備していきたいというふうに思っておりますので、プールについては、プールのみならず、どうしてもプールだけだと夏場前後含め期間が限定されてきますので、せっきくの施設を年中使える施設ということも考えていきたいなというふうに思っております。あくまでも私案ということでもありますけれども、そこにトレーニング器具があったりだとか、室内でちょっと周回でウォーキング、軽くジョギングができるような施設がかなえばいいかなという思いではあります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、教育長が言ったように、これからは一人でできる運動というのが主流になってくると思います。社会教育計画のアンケートの中でも、興味があるものの一番に健康体力づくり、そして一人でできるもの。やらない理由として、やる機会がないからとか、講習会などやってほしいという意見がとても多く出ています。やる機会がない、やる場所がない、ここをやはりクリアしていかなければいけないと思いますので、本町は日本一寒い町です。室内で暮らす時間も多くなってしまいますので、ぜひ、子どもたち、老人たち高齢者だけではなくて、30代から60代の働き盛りの人たちも自分の健康を維持できるような施設を兼ね備えた複合施設をぜひ考えていってほしいと思います。

そして、そこにはやはり造るだけではなくて、私は、ケアとして理学療法士がいたらいいのではないかとずっと言ってきましたけれども、トレーナーでもいいと思います。トレーナーが保健センターの健康診断、メタボ予防の克服などと連携してシステムのプログラムを作って運動するとかということもやっている町もありますので、ぜひそのよ

うな形でできるように考えていってほしいと思います。

そして、体育施設ですけれども、どこも古くなってきています。サッカー場は毎回言っていましたけれども、子どもたちが国道を通って行ったり来たりするのとても危険だと思いますし、中学生も夜にスクールバスに間に合うように自転車を飛ばして走っている姿もよく見ます。スクールゾーンをもっとコンパクトにできるように、スケート場も含めて小学校に持っていきなり、計画的に考えていってほしいと思いますけれども、もう一回教育長にお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） プールも含めて、体育施設の老朽化につきましては、教育委員会といたしましては、長寿命化計画を策定しておりますので、それにのっとって進められればいいかなというふうに思っております。執行方針については、喫緊の課題ということで、プールを最優先課題ということで立ち上げさせていただいているというような状況です。

その施設にトレーナー等のお話も出ましたけれども、なかなか建物も当然お金がかかる話ですけれども、人材確保について、経費がかかる話もありますけれども、人材を確保するのが今陸別では物すごく大変な部分かなと思っています。新たな新しい施設、例えばプールを建設したときについては、そこで仮にトレーニング器具があったとしたら、それを指導できるトレーナーみたいな人もいれば、やはりベストなかなと思っていますので、募集してもなかなか人が集まらないということになると、自前でいる職員を研修させて育てていくとか、今いろいろなことを考えていかなければならないかなと思っています。

プールの改築に向けた取組についてなのですけれども、今月中に陸別町水泳プール改築検討委員会というのを立ち上げていきたいというふうに思っております。今、要綱も設置して、要綱が確定しましたら委員会を立ち上げて、今後建設に向けたスケジュールでありますとか、それから当然、財源の確保、建設場所であるとか、今、議員おっしゃられているプール自体の形態だとか設備等の内容について検討、協議を進めていきたいかなと思っています。

ただ、今後のプールも、建設自体の是非も含めてですけれども、議会議員の皆様にも報告をしながら御相談させていただきまして、御意見をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今後もそのようにプール、スケートリンク、サッカー場だとか、子どもたちが使うものに関しては、危なくない、安全を第一に計画的に考えていってほしいと思います。

本町の子育て支援は、本当にどこの町にも負けないのではないかというぐらい手厚く

て、とても皆さん感謝しております。私もほかの町の友達に話すと、いつも驚かれます。これから、また大きな事業を町も抱えていますし、交付金が減ってくるなどいろいろな問題もありますけれども、全ての年代の人たちが楽しく健康に生活を送るためにも、これから少しハード面も整えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（本田 学君） これで、一般質問を終わります。

3時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時18分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 議案第12号第1期陸別町地域福祉計画について

○議長（本田 学君） 日程第3 議案第12号第1期陸別町地域福祉計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第12号第1期陸別町地域福祉計画についてですが、陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第3項の規定に基づきまして、第1期陸別町地域福祉計画を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、第1期陸別町地域福祉計画について御説明を申し上げます。

まず初めに、これまでの経過をお話ししたいので、お手元の計画書の39ページを御覧ください。

この計画につきましては、上の表にあるとおりの策定委員会の委員によりまして会議を行いまして、下の表のとおり経過で行っておりますが、この表には出てきておりませんが、前段で6月にプロポーザル方式の入札を行って業者を選定しているというところがあります。これをもって以降、8月にニーズ調査を行いましたということで、これは後で15ページにも出てきますけれども、16歳以上ですが1,000人を無作為抽出しまして、回答が紙媒体で336件、ウェブで98件ということで、回収率は43.4%となっています。そのほかに団体、福祉団体ですとか自治会連合会、また役場の関係する所管課等ともヒアリングを行いまして、19団体のうち回答があったのが1

4 団体ということで 73.7% となったというところでございます。

10 月に第 1 回の策定委員会を開きまして、調査結果の報告と骨子案をお示しして、議題としていただいて協議をいただいたと。その後、パブリックコメントを 1 月に実施しましたが、こちらのほうはゼロ件でありました。第 2 回の策定委員会につきましては、文書をあらかじめ送付しまして、文書会議でしたけれども、意見集約の時間を設けております。3 回目を 1 月 31 日に行いまして、意見等反映した案を示しまして、若干の修正を経て策定となったところでございます。その後、2 月 8 日に陸別町保健医療福祉サービス検討委員会に諮問し、15 日に本案どおりという答申をいただきましたところでございます。そして、2 月 28 日には、議員協議会に出席させていただく機会をいただきまして、簡単な説明をさせていただいたところであります。

それでは、計画書順に説明をしていきますが、概要のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、3 ページです。計画策定の趣旨ですが、上段では、昨今の社会情勢について、それから 3 行目で生活様式や価値観の多様化しているという指摘、それから、中ほどでは虐待、ひきこもり、自殺、ヤングケアラーなどの社会問題が増えているよというところでございます。さらに、次の段落では、制度と制度のはざまにある問題に対応していくのが求められているという記述があります。さらに下段では、まず、平成 29 年の社会福祉法の改正について説明がありますが、この中で地域共生社会という言葉がキーワードになっております。陸別町でもその実現に向けた取組が求められており、本計画によりその足がかりというか前進するきっかけにしていきたいというものであります。

次、4 ページ、地域福祉とはというところで。

地域福祉というのは、とても範囲が広いということで、イメージとしてどんなものが考えられるかということで、このページでは、自助、互助、共助、公助と四つの区分に分類して図表による説明を試みております。文中にもありますけれども、あくまでも自分のことはまず自分で、家族で、それから地域の社会の協力で、それから介護保険などの社会保障サービス等があるよと。そして、そこからさらに漏れるところについては、町の一般財源を投入した事業ですとかというものが出てくるよということの前提があるよということを記載しているところでございます。

5 ページですが、計画の位置づけとしては、表のとおりですが、第 6 期陸別町の総合計画の下に位置するもので、地域福祉計画の下にぶら下がるように書いてあるものの上位計画に位置するというものでございます。今計画では、それぞれの個別の計画があるものについては、あえて細かい言及はしておりません。あくまでも実践計画のあるものについては、実践計画のほうで記載をしているというところであります。先ほども出ましたけれども、制度と制度のはざまにある問題というのを救い上げていけると。今までこういう計画にこういう文言がなかったということがありますので、救い上げることがこの計画を担っていくということでもあります。

6 ページです。計画の期間、それから計画の進捗管理については、書いてあるとおりですが、計画期間は5年、進捗管理については福祉担当のほうで毎年度検証していくという考えであります。

ページめくりまして、第2章、地域福祉を取り巻く現状でございますが、9ページから14ページまでにつきましては統計データで、陸別町の現状はこんな感じですよというのを載せてございますので、これは御参照いただければと思います。

それから、次、15ページから20ページの陸別町における地域福祉の課題であります。先ほどアンケートの結果を口頭で申し上げましたが、このようになっておりますが、1,000件のうち336件プラス98件で434件の回収ですけれども、16歳以上の方の無作為抽出だったものですから、同じ家庭に親子そろってアンケートの質問票が届いているとか、家族全員に届いたということも中にはあろうかと思えます。また、グループホームだとかにも、一つのグループホームのみんなに行ってしまったということももちろんあろうかと思えますが、あくまでも無作為抽出ということでしたので、あえて手を加えずに全部出していたところでございます。

15ページから20ページにつきましては、アンケート結果の概要と、そこから見えてきた課題が記載されているものです。16ページですけれども、福祉に関する情報強化、相談対応体制の整備が課題であるという分析、それから17ページになりますが、地域住民の交流の機会を増やすこと、交流の場を整備することが課題ということになります。めくりまして18ページですが、こちらについては、行政から地域活動への情報発信、参加の呼びかけ、交流の機会の創出が課題という分析をしているところでございます。19ページです。防災活動への普及啓発、住民が安心して避難できる体制整備が課題として上げられているというところでございます。めくりまして、20ページになります。世代間の交流を通じた地域の担い手づくり、団体活動の情報発信、地域活動の場の確保、災害時の情報伝達システムの構築などが課題として上げられているところでございます。

これらの課題に対する施策につきましては、第3章以降に記載をしているという形でございます。

では、第3章に参ります。

23ページ基本理念です。基本理念は、「優しさが つながる あたかな町 りくべつ」としました。この地域共生社会の実現を目指す際に、つながるとか、つながりという言葉は外せないという考えで、このような基本理念にさせていただきました。

めくりまして、24ページ、基本目標と3の計画の体系ですけれども、基本目標1は「つながり・支えあう地域づくり」としまして、基本目標2は「適切なサービスを受けられる仕組みづくり」、基本目標3は「安心安全に暮らせる地域づくり」としたところでございます。それぞれの目標ごとに三つの施策の取り組むこととしておりまして、具体的には次の第4章に記載されていくというものでございます。

第4章です。29ページになります。

基本目標1、「つながり・支えあう地域づくり」ということです。

施策1は「地域福祉の意識の醸成」ということであります。福祉の啓発、福祉教育の推進、多世代とのつながりについて、取組内容を記載しているところでございます。御覧いただきたいと思います。施策2につきましては、30ページになりますが、「支えあいの基盤づくり」ということで、支えあう地域づくり、担い手育成、見守り活動の推進の三つであります。ここでは、社会福祉協議会との連携ということが多く出てきているところでございます。31ページ、施策3の「地域活動の活性化」です。地域活動への奨励・支援、地域活動への参加促進、それから地域福祉の拠点づくりの三つになります。施策全般に言えることなのですが、情報発信が重要であると考えております。

32ページになります。基本目標2は「適切なサービスを受けられる仕組みづくり」というところで、施策1は「地域福祉推進体制の充実」ということで、相談支援体制の整備、情報提供の充実の二つになります。ここでも情報提供という言葉が出てきます。広報や啓発の重要度が分かってくると、分かっているということですが、そこをあえて載せております。施策2につきましては「福祉サービスの利用促進」でございます。福祉サービスの充実とありますが、これは、取組として一番肝と思っているのは、各事業所における職員研修を充実してもらって、もって福祉サービスの利用の促進につなげていきたいと。福祉サービスの充実としたいという考えでもあります。33ページ、施策3「困りごとを抱えた方への支援」ということで、権利擁護の推進がまず一つ、それから生活困窮者の自立支援、それからひきこもり者への相談支援ということで、権利擁護と生活困窮者の自立支援につきましては、社会福祉協議会のほうでも事業を展開しているところでございますが、ひきこもり者への相談支援というのが今まで福祉施策の中の概念になかった部分がありまして、ここの部分を施策の中に盛り込んで前に進めていきたいということです。あくまでも制度と制度のはざまにある問題を本計画で救い上げたいというところでございます。

それから、34ページ、基本目標3「安心安全に暮らせる地域づくり」というところで、34ページから35ページにかけてになりますが、施策の1は「災害時対策の強化」ということで、地域防災力の強化、それから避難行動要支援者の把握、それから福祉避難所の整備の三つを上げております。地域防災計画など、福祉分野外の計画との関連も出てくるというところであります。施策2は「防犯体制」でございます。防犯活動の促進、これは真新しい取組はありませんけれども、従前同様に、防犯活動の促進、生活安全推進協議会による防犯パトロールも含めてですけれども、そういうことに取り組んでいくということでもあります。施策3は「安心できる生活環境づくり」というもので、交通弱者の移動手段の確保、ユニバーサルデザイン等の推進の二つの取組内容について記載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以降、37ページからの資料編につきましては、先ほど申し上げました計画策定委員

会の要綱ですとか、その以降につきましては、用語の解説を載せてございますので、目を通していただければと思います。

それでは、議案に戻ります。

議案第12号第1期陸別町地域福祉計画について。

陸別町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第3号の規定に基づき、第1期陸別町地域福祉計画を別紙のとおり定めるといふものであります。

以上、大変雑駁な説明でありましたが終わりましたので、以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第12号第1期陸別町地域福祉計画についての質疑を行います。

初めに、それぞれ各章ごとに区切って質疑を行います。

第1章、計画策定に関する基本的事項、1ページから6ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第2章、地域福祉を取り巻く現状、7ページから20ページまで。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第3章、計画の基本的な考え方、21ページから25ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 次に、第4章、施策の展開、27ページから35ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 以上で、ページを区切った質疑は終わりましたので、次に、計画全般についての質疑を行います。ありませんか。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、3点お伺いたします。

まず1点目ですが、この計画の策定は外部委託によって行われたということでありまして、当初予算に529万1,000円計上されておりまして、いただきました諸般報告書の令和3年度の業務発注一覧表を見ますと、520万3,000円で、株式会社サーベイリサーチ北海道事業所が受託したと、そのようになっています。

それで、先ほど保健センター次長の説明で、昨年6月にプロポーザルによって業者を選定したというお話がございました。プロポーザルは提案を評価したものであります。まず、こちらで示した仕様の大まかなものがきつとあると思うのです。何も仕様なしで提案してくるということはないものですから。大まかに示した仕様、それから何社がプロポーザルに参加したのか、それから業者の選定に当たってはどのような方が評価する立場に加わっていたのかについて。もう一つ、この業者を選定する決め手、金額ではないと思いますので、決め手についてお伺いたします。

それから、2点目であります。この計画の策定に当たりまして、基礎資料となる町民調査をアンケート形式で行っております。この計画には、陸別町の現状というものの概要も記載されておりますが、現状の分析も受託した業者が行ったのか、お伺いいたします。

それから3点目ではありますが、調査の結果につきましては、また別の機会にお聞きすることになりますが、さきにいただいております、議員協議会のときにいただいたものであります。地域福祉に関する町民アンケート結果報告書の自由記述の部分には、行政に対する辛辣な意見もかなりありますし、また反対に、施策につなぐ具体的な提言も見受けられるわけであります。自由記述の部分の町民の意見をどのように今後フィードバックすることになるのか。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） プロポーザルをかけたときに、本当にざっくりで言いますと、策定の方針について、中身は基本的に陸別町の今回仕上がってきている計画のていどつくっていただくような仕様でつくっていただくということと、あとは業務体制をきちんとできるのかどうかということの確認等を行っております。計画の策定の仕様については、計画を見ていただいて、こういう計画書をつくれるようにということと、あとは重要なのはやはり調査なのです。ニーズ調査をきちんとやれるかどうかということで、ニーズ調査についてのうちの件数だとか現状だとかというのを示した上でのプロポーザルですので、簡単ですけれども、そういうことで、具体的にお話しするものが今ちょっとないので申し訳ありません。

何社かということでした。3社の入札がありました。

どういう人間が評価したのかというのは、このプロポーザルの審査委員会というのがありまして、まず、社会福祉関係で言いますと北勝光生会、それからNPO法人、社会福祉協議会、それから町では総務課長、それから私というところで、あとは管財防災の事務方が事務として入って審査会を行いましたけれども、それぞれ1件ずつ内容のプレゼンをしていただきまして、質疑応答を経て、加点方式といいますか点数制ですね、各委員が調査票というか審査票を提出をします。その出たものの合計点数で審査されて、決定したということであります。

審査の内容ですけれども、大きく企画力、それから業務体制、それから業績、信頼性、それからもちろん見積金額というところがありまして、企画力の中には、策定の方針だとか、企画内容だとか、調査の分析方法がどうなのかということと、あとは管財防災の事務方が事務として入って審査会を行いましたけれども、それぞれ1件ずつ内容のプレゼンをしていただきまして、質疑応答を経て、加点方式といいますか点数制ですね、各委員が調査票というか審査票を提出をします。その出たものの合計点数で審査されて、決定したということであります。

それから業務体制については、運営自体をスタッフ何名でできるのかということと、北海道に常駐スタッフはいるのかということの確認等があります。業務実績につきましては、まさにどういう実績を持っているのかということと、あとは管財防災の事務方が事務として入って審査会を行いましたけれども、それぞれ1件ずつ内容のプレゼンをしていただきまして、質疑応答を経て、加点方式といいますか点数制ですね、各委員が調査票というか審査票を提出をします。その出たものの合計点数で審査されて、決定したということであります。

見積金額につきましては、業

務に対して見積金額を入れてもらっておりますが、あくまでも見積金額も審査の一つの基準というところであります。

それで、業者の選定の決め手なのですが、実はプロポーザルの内容につきましては、非公表ということになっておりまして、ほかの委員の中身については、私も何とも言えないのですが、合計点数で出ておりますので、ただ、私が聞いた中だけで申し上げさせていただきますと、調査の分析の手法が柔軟であるということが大きかったのかなという推測になります。それから業務体制です、スタッフが、常に動ける人間が北海道にいるのかというところが決め手になったのかなということです。あくまでも計画をつくるに当たっては、調査、分析が一番重要だということを考えておりましたので、そこが決め手になったというふうに私の推測になりますが、申し訳ありませんがそういうことでございます。

それから、アンケートの形式ですけれども、現状の数値というのは、基本的に町の持つ情報を提供した上でのものになっております。

それから、自由意見がたくさん出ておりました。確かに、私も全部目を通しましたけれども、辛辣な意見、もちろん反省をしなければならない部分の意見もたくさんありましたし、温かい御意見もありました。見ていくと、自由意見なので、本当に自由に道路、ワーカー、仕事、子育て、ありとあらゆる生活上の不満や要望がたくさん出ておりましたので、こちらについては、せっかくだいた意見ですので、地域福祉計画そのものに関係がないからといってそれで終わりということではなくて、関係する課に必ずバックして、次の事務事業の参考にしていただいたり、情報共有をしていただきたいと思いますところがございます。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 先ほどの質問の2点目、3点目に対する答弁については、了承しているところであります。1点目についてですが、そもそもこの分野の計画というのは、これまでは総合計画があって、障がい者基本計画、障がい福祉計画とか介護保険事業計画とかがあったのです。本来なら、それら介護保険事業計画とか障がい福祉計画の上位に位置するということでもありますから、後からできたものが中2階に入ったというような格好で、詳細を見ていったときに整合性が取れるかどうかというのは、これから見ていきたいと思いますが、そういうちょっと変則的な取扱い、本来なら総合計画があって、地域福祉計画があって、それぞれの末端の障がい福祉計画とか介護保険事業計画とかというのがあるというのはいいのですが、間にはさまったということで、整合性の問題は一つあるわけであります。

それで、介護保険事業計画等々、障がい福祉計画等については、昨年策定されておりました、これを受託したのは株式会社ぎょうせいであります。今回のプロポーザルにこの会社も参加していたのかどうかお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時45分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 上位計画が中間に入ったということの不整合がもしかしたら出てくるかもしれませんが、基本的には整合を図りながらつくって、これからも運営していきたいということでもあります。やれない事業を載せているとか、やりたいだけとかということではなくて、事業をやりたいときにできるような計画にそれぞれしているつもりでいます。だから、これがないからできないとかというつもりはなく、見直していきたいと思っておりますが、質問のぎょうせいが入っていたかどうかにつきましては、入っておりました。3社中1社にぎょうせいがあります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第12号第1期陸別町地域福祉計画についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本田 学君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第13号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第4 議案第13号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第13号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、今後の行政需要に対応するため、所要の改正を行おうとするものがあります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは私から、議案第13号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、議案説明書ナンバー10を御参照いただきたいと思います。

陸別町職員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載せてございます。

第2条の職員定数を、町長の事務部局の職員を「85人」から「94人」に、教育委員会の事務部局の職員を「11人」から「12人」にそれぞれ改めようとするものでございます。合計では、100人から110人となります。

これらの定数増につきましては、今後ますます増えていくであろう行政事業ですとか、職員の年齢構成等から来る事務技術等のスムーズな継承に対応するためでありまして、常時この人数を確保するというものではございません。今後、保育士、看護師、技術職員の増員ですとか、定年延長も含めた考えの下での改正でございます。

それでは、議案書24ページをお開きいただきたいと思います。

陸別町職員定数条例の一部を改正する条例。

陸別町職員定数条例（昭和36年陸別町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「85人」を「94人」に、同条第3号中「11人」を「12人」に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番多胡議員。

○6番（多胡裕司君） ただいまの職員を10名ほど増やすという形なのですけれども、行政事業に対応するためとありますけれども、私は、行政職員というのは町民の財産、生命、サービス、全てを守ると思っています。だから、当然役場が忙しいからどうのこうのではなくて、人数が少なくてもきちっと回るのであれば回ると思っています。

ただし、人数を増やすということになれば、町民の皆さんに対してきちっとしたサービスを取ってもらわないとならないし、例えば、行政の中で需要があるのであれば、私が思うには、町有林の伐採、50年生も200町歩ありますよね。それで職員の方が、本当にこの木を切れますかという職員いますか、逆に言えば。町有林というのは町民の財産ですよ。50年生を200町も放置して、きちっとした森林整備計画あると思います。伐採適期が来ているのですから。やはりそういう形で町民の財産をきちっと見れる

職員もいないで、山にただただ放置して、伐採時期が遅れている、もう根腐れもしている、町民の財産ですよ、はっきり言えば。だから職員を増やすのであれば、やはりそういう見た目のある職場には林家のプロを置くとか、そういう対応をしてもらわなかったら、町民の財産ですよ。200町が15万円だったら3億円ですよ。このお金どうするのですか。

それに、仮に伐採計画でいったら、伐採した後は2年間に植林をなささいという規定があるでしょう。そうしたら、何町切ったら何町植えられるのか、そこら辺もきちっと出して、それが当然やるべきことでしょう、町民に対して。町民皆さん怒っていますよ。業者も今は遠いところまで行っているのですよ、燃料かけて。そうしたら、地元にある木をきちんと管理してもらえば済むことでしょう、町民の財産ですから。

そういうこともきちんとやらないで、職員を増やす増やすではなくて、今後やるのであれば、厳しい意見ですけれども、ただただ職員を増やすのではなくて、そういうことにもきちんと目を向けて、僕はやってほしいと思う。これは要望ですよ、はっきり言えば。当然職員のお金はかかりますよ。何億円というお金が、職員の給与。しかしながら、町民が潤って安心安全でこの町に住み続けるというまちづくりでしょう。はっきり言わせてもらえば。だから僕はたるんでいると思うのです。だから、きちっとしたことをやって職員を増やす。これが町民の皆さんの目に届いているということを今後、僕は期待します。要望です。

○議長（本田 学君） 早坂副町長。

○副町長（早坂政志君） 議員、今おっしゃられたとおりであると思っています。

事前の説明の中では、看護師も今は非常に少なく、診療所もほとんど半分ぐらいが派遣、それから委託で賄っているような状況、それから保育所も、低年齢児化を図るにして保育所職員がいないという状況で、こういったものを打開するには、人数は当然増やさないとサービスの低下につながりますので、やらなければならないと思っております。

そういった意味で、今回、先ほど総務課長が説明しましたとおり、110人全てを賄うわけではなく、必要な分を必要なときに雇用するというような考えでおりますので、今、議員がおっしゃられた件につきましても、こちらの耳に届いておりますので、それらも踏まえましてサービスがうまく提供できるように進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第13号陸別町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第14号陸別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例

○議長(本田 学君) 日程第5 議案第14号陸別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第14号陸別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例についてですが、昨今の社会情勢を鑑みまして、国、道など年末年始の休日を合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(本田 学君) 副島総務課長。

○総務課長(副島俊樹君) それでは、私のほうから、議案第14号陸別町の休日を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、議案説明書により説明をいたします。資料ナンバー11-1と11-2に新旧対照表を載せてございます。

今回の改正につきましては、年末年始の休日を国や北海道などの期間と合わせて、現行の「12月31日から翌年の1月5日」を「12月29日から翌年の1月3日」とするものであります。十勝管内におきましても、4市町が既に国、道と合わせている状況でありまして、ほかの町村におきましても改正に向けて協議が進められているものでございます。

このたび、町内の主な団体、機関、これは農協、商工会、森林組合などですとか、職員組合、町内の全自治会、合わせて35団体に意見照会をしたところ、今回の休日の変更の際に特に問題はないという御意見でございました。

陸別町の休日を定める条例の一部を改正することにより年末年始の休日を明記している関係する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、会計年度任用職員の給与及び

費用弁償に関する条例、陸別町学童保育所条例につきましても、条立てで改正するもの
でございます。

それでは、議案書 25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号陸別町の休日を守る条例等の一部を改正する条例であります。

第 1 条から第 4 条まで、先ほど申し上げました条例の関係部分の一部改正につきまし
て記載をしております。

附則を読み上げます。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 14 号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたし
ます。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 14 号陸別町の休日を守る条例等の一部を改正する条例を採決し
ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 15 号職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

◎日程第 7 議案第 16 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

◎日程第 8 議案第 17 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第 6 議案第 15 号職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例から、日程第 8 議案第 17 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例まで、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第15号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和3年8月10日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第16号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第17号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、議案第15号から第17号まで、3件を一括して提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは私から、議案第15号、第16号、第17号の3件について説明をさせていただきます。

まず、令和3年8月10日に出された人事院勧告につきまして概要を説明いたします。

議案説明書ナンバー12をお開きください。

今回の勧告につきましては、期末手当を0.15月分引き下げるという内容でございます。6月期を現行の「1.275月」から0.075月引下げ「1.200月」に、12月期も同様に引下げ、合計で現行の「2.550月」から1.5月分引下げ「2.400月」にするものです。また、再任用職員につきましては0.1月分を引き下げるという内容でございます。6月期を現行の「0.725月」から0.050月引下げ「0.675月」に、12月期も同様に引下げ、合計で現行の「1.450月」から0.10月分引下げ「1.350月」とするものでございます。

これを踏まえまして、町としましては一般職員の給与及び特別職の職員の給与に係る改正並びに議会議員の議員報酬の改正を行おうとするものであります。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経まして、令和3年11月18日に合意を得ております。

議案説明書13に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載せております。また、資料ナンバー14、15は、特別職の給与に関する条例の資料となっております。資料ナンバー16は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

それでは、議案書 26 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 15 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

職員の給与に関する条例（昭和 26 年陸別町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120.0」に改め、同条第 5 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120.0」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

附則、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 16 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年陸別町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 215.0」に改める。

附則、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議案第 17 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 32 年陸別町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 215.0」に改める。

附則、この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 15 号、第 16 号、第 17 号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、議案第 15 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 15 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第16号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第17号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第17号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（本田 学君） 日程第9 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町予防接種健康被害調査委員会委員の報酬につきまして、地域の実情に合わせるため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案説明書資料ナンバー17を御覧ください。

今回、改正しようとするのは、新旧対照表になっておりますけれども、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬であります。表内の下の部分、新のほうは少し黒く濃くなっているところがございますが、予防接種健康被害調査委員会というのは、陸別町予防接種健康被害調査委員会条例という別の条例によって規定しております。この条例には報酬等の規定がなく、第5条において、この条例に定めるもののほか、必要な事項を町長が別に定めるとしてありまして、そこの部分の報酬について、こちらのほうの条例の別表に規定するその他の委員会等非常勤の特別職の職員というところを使っているところがございます。

本町の構成委員ですけれども、十勝医師会が推薦する者2名ということ、それから北海道知事が推薦する専門の医師1名、帯広保健所長の職にある者という4名となっております。医師等の専門的、学術的見知からの調査、助言を求める職に対して、管内的に非常に低い報酬設定となっているということでもあります。このたびのコロナの問題もあります。現在まで、この調査委員会を開かれた経緯は過去にもないのですけれども、今後のことも見据えまして調査をしたところ、管内的に低い位置にいるということで、管内の平均的な金額に合わせた1万2,000円として設定をして、別表に新たに区分を設けようというものでございます。

議案書に戻ります。

内容については、ただいま説明したとおりでございます。

附則を定めておりますので、読み上げます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するであります。

以上で説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 今の改正になった点なのですけれども、ちょっと意味不明なのは、1 回というのはどういう意味なのかなと思ひまして、1 年に1 回なのか、どういう数字で。ここでは委員ですから、委員長はまた特別になるのか。

旧は、委員は6,000 円で今回は変わらないと。委員長というのが7,000 円からになるわけなのですけれども……。 （「下のものは違います」の声あり）新しく科目が違ふという意味ですか。そうしたら新設ということなのですね。分かりました。

説明の中では、委員会の1 回というのはどういうことなのかをちょっと聞きたい。

それから、改正したものではないのですけれども、りくべつ宇宙地球科学館長が今まで上出さんがやっていたのですけれども、それは……。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 1 2 分

再開 午後 4 時 1 3 分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 健康被害の調査委員会というのは、健康被害に遭われた方から相談があるという申請があった場合に、これは厚生労働省に対して出すものですが、市町村を経由して出すということになっておりまして、市町村も医学的見知ですとか調査とかできるものではないということで、こういう専門の医師をお願いしているというところです。

委員会には、委員長だとかというところは設けてる予定もございませんで、回数というのが申請があれば開くということで、行った回数に対して報酬を支払うというものであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 4 番谷議員。

○4 番（谷 郁司君） 結局、申請があったら、1 回これを開いてやるということですか。何回かあれば、またそれに対して一つずつカウントしていくということなのかな。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） あまり想定したくはないですけれども、予防接種を受けて重篤な症状が出たとかという場合について、そういう被害を救済していくという措置のための調査委員会ですので、必要と判断されれば会を開くので、1 回ごとの報酬ということになります。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第10 議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部
を改正する条例**

○議長（本田 学君） 日程第10 議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、陸別町国民健康保険関寛齋診療所の救急業務待機手当を新設するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは私から、議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、議案説明書ナンバー18-1と18-2を御参照いただきたいと思います。

職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載せてございます。

資料18-1の中段ですが、第2条第5号として、救急業務待機手当を新たに追加するものであります。診療所において、日勤帯の看護師を確保するため、夜勤を1名体制

とした場合に救急対応が必要となるため、自宅での夜間待機者を1名置いて対応するために手当を新設するものであります。それによりまして、現行の第5項以降を1号ずつ繰り下げるものであります。

また、資料ナンバー18-2の上段、第7条として救急業務待機手当の額を記載しておりますが、この額につきましては、同様の制度がある十勝管内のほかの町と同額としております。十勝管内では3町に同様の制度がございます。それによりまして、現行の第7条以降を1条ずつ繰り下げるものでございます。

それでは、議案書30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。

本文につきましては、ただいま御説明したとおりでございますので、附則を読み上げます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、議案第19号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第19号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号陸別町生きがい活動支援条例を廃止する 条例

○議長（本田 学君） 日程第11 議案第20号陸別町生きがい活動支援事業条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第20号陸別町生きがい活動支援事業条例を廃止する条例についてですが、陸別町生きがい活動支援事業条例を実態に合わせまして、廃止しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、議案第20号陸別町生きがい活動支援事業条例を廃止する条例について説明を申し上げます。

議案書のとおり、条例を廃止するというものでありますけれども、中身について、本事業については、平成12年度に介護保険制度が始まったときに、介護保険事業の対象とならなくなってしまう事業だとかという部分を補完できるように創設した事業であります。

内容としては、簡単に言いますと、在宅の高齢者等が自立した生活を確保できるよう介護予防生活支援を行い、保健福祉の増進を図るというもので、具体的には本町では生活管理指導短期宿泊事業、簡単に言うと、介護度のついていない方のショートステイの事業です。それからホームヘルプ事業、それから生きがいホーム通所事業の3事業を行うという現行の条例となっているところでございます。

事業創設以来、条例創設以来ですけれども、これまで介護保険制度の改正ですとか、町の事業の変遷などを経てきた中で、一つ目の生活管理指導短期宿泊事業につきましては、実際のところ現在に至るまで利用はなかったのでありますが、発生した場合も新しい福寿荘でショートステイ事業をやっておりますので、そこで十分対応できるということ。それから、二つ目に上げましたホームヘルプ事業につきましては、現在までこれも利用がないのですけれども、既に介護保険事業の総合事業の対象者として対応できるという内容となっております。残る三つ目の生きがいホーム通所事業についてですけれども、令和4年度からは、新しく要綱を制定して実施することと考えております。

対象者については、従前同様として、利用料は現在660円を取っておりますけれども、利用料は無料としたいという考えであります。その要綱については、現在最終調整中であります。

以上、申し上げましたとおりの状況ですので、本条例に掲げる事業については、現行のサービス、あるいは新しく制定する要綱で対応できるということで、この条例の役目を終えたということで廃止をしようとするものであります。

議案にお戻りください。

附則を定めております。

この条例は、令和4年4月1日から施行するであります。

以上で説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。
これから、議案第20号陸別町生きがい活動支援事業条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

○議長（本田 学君） 日程第12 議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例についてですが、消防組織法第37条の規定に基づき消防庁長官から助言として発出されました、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づきまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） 副島総務課長。

○総務課長（副島俊樹君） それでは私から、議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例について説明をさせていただきます。

まず、議案説明書ナンバー19-1から19-4までを御参照いただきたいと思います。

す。

陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の新旧対照表を載せてごさいます。

このたびの改正につきましては、消防組織法第37条の規定に基づき消防庁長官から助言として発出された、消防団員の報酬等の基準に基づき行うものです。

消防団員の処遇改善のために行う改正となり、消防団員の階級の基準（昭和39年消防庁告示第5号）に定める団員の階級の者については、年額3万6,500円を標準とするとされたことによるものでございます。

改正部分は、説明資料の下線を引いてある部分でございますが、特に大きく変わるところは、一つ目として、資料ナンバー19-2の下段になります。第12条報酬の部分です。現行では、別表1として定めておりましたが、改正案では本文の中に記載することとなり、金額につきましては、分団長、部長、班長の年額が3,000円の増額、団員の年額が6,5000円の増額となります。団長、副団長、副分団長は変更ありません。先ほど説明いたしました団員の階級につきましては、標準額が定められましたが、それより上の階級につきましては、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して標準額と均衡の取れた額を定めることとなっております。これらにつきましては、近隣町とも均衡を取るような形としております。

また、二つ目として、現行の第13条第1項では、水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表2に定める費用弁償を支給することとなっておりますが、改正案では、第12条報酬の中に第3項として災害、警戒・訓練等の職務に従事する場合に、出動報酬を支給する規定となります。災害の場合は、現行「4,800円」を「8,000円」に、警戒・訓練等の場合は「3,700円」を「5,000円」に改正する内容でございます。そのほか、句読点、文言等の修正であります。

なお、今回、出動報酬ということで、今までの費用弁償から出動報酬に内容が変わりますが、消防庁からの通知で、出動報酬の創設に伴う課税関係につきましては、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知することとしているとされておりました、これについては、まだ正式に通知は来ておりません。

それでは、議案書32ページをお開きください。

議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例であります。

本文につきましては、ただいま資料で御説明したとおりでございますので、附則を読み上げます。34ページでございます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

経過措置、2、この条例による改正後の陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の職務に対する報酬及び費用弁償について適用し、同日前の職務に対する報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

以降、質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、確認のためにお聞きいたします。

今回、費用弁償だったものが報酬になるということで、通常であれば所得税などかかってくると思うのですけれども、そこについてはまだ指示がないということによろしいのでしょうか。一部では、報酬になることによって、扶養家族である方が扶養額を超えてしまうので消防を辞めなければいけないとか、パートを減らさなければいけないとかという話もちまたでは出ていますけれども、その辺はまだはっきりしないということによろしいのか。

あと、議員協議会のときに、ほかの本別町、足寄町に合わせて本町も5,000円にするという話でしたけれども、もし報酬で税金が引かれるようなことがあれば、ほかの町もあと10%上乘せするとかということも考えられるのでしょうか。今回の議会では、ほかの町は報酬について変更はしていないのでしょうか。

○議長（本田 学君） 高橋総務課参事。

○総務課参事（高橋直人君） それでは、今の件ですけれども、税金の関係ですが、先ほど総務課長から申し上げたとおり、今のところ国税庁との協議がまだ続いているということで、課税に関してはまだ未定ということになっております。

それと、5,000円という出勤報酬ですけれども、これは十勝管内の状況を見ての金額でありまして、ほぼ同じような金額となっております。

以上です。

○議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号陸別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（本田 学君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 4 時 32 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員